

日本銀行の設立と安田善次郎(三)

——安田家文書による設立期の研究——

由井常彦

はじめに

日本銀行が一八八二(明治一五)年創立・開業を迎えるに当って安田善次郎は、当初は局長兼任の常勤理事という要職に就任しているが、彼の役割と活動ないし業績の実態、事実については、ほとんど知られるところがなかった。本論文は、安田家文書、主としてこの時期における善次郎の日記・手控類の諸記録と『安田善次郎全伝』卷之三、伝記二(私家本昭和二年)を用いて、この側面をたちいつて考察し、あわせてこの時期の三井および三井銀行の役割をも検討する一連の研究の、最後のものである。すなわち第一論文(第三八号掲載)においては、日本銀行設立前の設立準備期から、明治一五年一〇月開業をへて同年末にいたる善次郎が常勤理事であった時期を対象とし、創立当時の日本銀行の株主募集、経営、人事と予算決算、割引および貸付の制度等々につき、創立当初の安田善次郎の行動と役割の解明にとめた。つぎに第二論文(第三九号掲載)においては、翌明治一六年の前半期を対象とし、常勤理事はこれを辞任したものの、日銀理事として、危機におちいった横浜正金銀行の改革、地方銀行の指導および救済や合併、さらに貸付とくに共同運輸会社など創立期の有力会社への貸付などの業務について、彼の積極的な活動を具体的に考察した。

さて、第三の本論文では、明治一六年夏から善次郎が最後の理事を辞任する明治一七年一二月末までの期間を研究の対象とするもので、本論文をもって今回の研究を完結するものとした。この時期の日本銀行にかかわる彼の活動には、為替方すなわち国庫金の取扱いに關することが多い。ここで安田善次郎は、日銀理事として為替方諸銀行の指導にあたっているが、同時に自身が安田銀行として受益者の立場にもあった。為替方問題はこのように、両面を持っていることに留意する必要がある。

なお本論文が用いた主たる「安田家文書」は、安田「手控」第六号 明治十六年五月ヨリ全十二月マテ、および「手控」第七号乙 明治十七年六月至全十二月、の二冊（いずれもコピーによる複写本）である¹⁾。だが、この時期の文書には、これらの手控のほかに、「明治十六年一月現在 大蔵省為替方一覽」のような同様に手書きの貴重な記録が保存されているので、これらも本稿の記述の上で適切と思われるところで、紹介、考察することとした。筆者による補筆を（一）とし、原史料のカッコ書きを（二）としてある。

（一）ここに述べた「手控」第六号（明治十六年五月ヨリ全十二月マテ）および「手控」安田、第七号乙（自明治十七年六月至十二月）のほかに、「手控」第七号甲（自明治一七年一月至五月）が存在した筈であるが、残念なことに「安田家文書」のなかには見当たらない。ちなみに『安田善次郎全伝』（私家本、昭和二年）の巻之三、伝記二は、明治一〇年から一七年の部分を扱っており、底本として「安田屋文書」を用いた形跡があるが、同巻にも、明治十六年正月―五月の記述は全く欠落している。何らかの事情で「手控」第七号甲は、早い時代に失われたものと思われる。

一 日本銀行国庫金の取扱についての活動および証書取扱

日本銀行設立の主要な目的の一つは、民間銀行への官金の委託を廃し、日本銀行自体がこの業務を担当することであった。これは、大蔵省が替方として、官金を主要な財源としてきた国内の諸銀行にとっては、重大な問題であり、為替方諸銀行にとって、新設の日本銀行の動向は一大関心事であった。これに対し、日本銀行では、開業とともに、当面（二五年度）は従来のまま為替方銀行の制度を維持し、一六年になって日本銀行の国庫金取扱代理店の制度を採用し、従来の為替方をこれに移行する方針を示すにいたった。この点は、前号の論文のなかでも記したところである。

ところで、明治一六年春になると、同年早々の国立銀行の改正（明治一七年に不換紙幣回収）と相まって、次年度の為替方の任命ないし取扱と日銀代理店移行について、一部の地方銀行において不安が生じたらしく、安田理事にたいし、これらの点について問い合わせや照会が相ついでいる。

この間、四月二七日に「国庫金取扱書」、そして五月四日には、「各地方において租税その他国庫収納金を取扱う場合に遵守すべき」「国庫納金取扱順序」が発表されている。⁽¹⁾ ついで六月一二日には、日本銀行は大蔵卿の許可を得て「漸次国庫金取扱代理店である銀行とコルレス取引の約定を締結することになった」⁽²⁾。だが、地方によっては必ずしも指導は十分にゆき届かなかったようである。

その例として、明治一六年五月二八日の第百五国立銀行（三重県津）からの問い合わせにたいする返信、同日の第三十七国立銀行（高知県）からの同様の紙幣引換についての問い合わせにたいする返事、および九月一日の第四国立銀行（新潟県新潟）から、同じ県下の第三十九国立銀行（高田）にたいする日本銀行の代理店引受についての指導の相違

にかんする問い合わせ、にたいする返信の三点を左に掲げておく。

(十六年五月廿八日)

第百五銀行本店充愿氏へ返報

貴翰拜誦仕候、益御安祥欣賞之至、陳者 御仰示候今般銀行條例改正之内日本銀行ニ於テ各国立銀行ト可取結約定之件御質問之義ハ目下評義中ニ者候得共先以テ約定案ヲ一定之上大蔵卿ノ許可ヲ得其上御報道可申上見込ニ御坐候、其節ハ或ハ御老名御出京相願候哉モ難量又銀行紙幣引換之義ニ付代理店等ハ当分取設不申見込ナリ

○国庫金取扱之義ハ都テ日本銀行ニ御命令相成候ニ付追々着手可致見込ニ御坐候間貴行ニ於テ從前御取扱相成居候分尚引続御取扱相成度趣ノ願書御差出相成候モ不苦之義ト存候、乍去御縣分ハ本年幾分ヲ着手シ又幾分ヲ来十七年ニ相成候哉モ難量何レニモ從前御承相成居候姿ニテ日本銀行ヨリ国庫金取扱代理店ヲ悉抱致候見込ニ御座候、依而態々御出府ニ不及候間書面者御郵送アルモ可然事ト存候、先者御尋問ニ付拙者一身上ノ愚見申上候也頓首

二啓尚々過日御出京之節弊屋ニ御来訪被下候処折悪敷他出中ニ而不得拝顔候欠礼御赦免可被下候、毎々第三銀行トノ御取引上御厚情ニ御引立被下候段忝御禮奉申上候、実々若年輩社員而已ニ而百事不行届背汗之至何卒宜敷御添心奉希望候、時下薄暑之節御自愛專要ニ可被遊候以上³⁾

第三十七銀行 大谷鎌作氏へ

陳者御仰示候今般改正之銀行條例中銀行紙幣引替云々該引替店御請求之義拜承仕候右者目今当行ニ於テ評議中ニ者候得共先以テ当分銀行紙幣引替之為メ代理店ハ不要日本銀行本支店ニ而可取扱見込ニ御坐候然トモ実施上必要ノ場合ニ至レハ何レ大蔵卿ヨリ御下命アルヘシト改候ニ付御書面ハ直チニ差出置申候、且該事件ニ付各国立銀行ト弊行結約可致答ニ付約定案一定ノ上ハ大蔵卿ノ許可ヲ得テ御報道可申上心得御座候、先者右申上度如斯御坐候⁴⁾

(九月十一日 晴 火)

第四銀行八木氏へ答

貴翰拜誦愈御清勤之由欣賀之至、陳者此度高田縣三十九銀行江日本銀行代理店之締約有之貴行ニ何等ノ御照会無之ニ付再願致可然哉ノ御尋問承知致候、右者本銀行ニ於テ各銀行一般江ノ御約束者未夕着手不致候得共国庫金取扱所之都合ニ因リ該行之請求ニ基キ締約致候義ニ御坐候、元來本年右国庫金取扱ニ付代理店締約ヶ所ハ東京大阪ニ本店ノアル銀行而已着手致候地方銀行ハ來十七年六月ノ見込ニ有之候処高田銀行其外ハ九行ニテ如何ノ都合有之哉大藏省ヨリ來十七年迄為替方被命候苦ノ御内沙汰有之候ニモ不抱之ヲ謝絶シテ日本銀行ノ代理店請求致候事ニ御坐候、是ハ本行ニ於テ到底十七年六月迄悉皆着手致候苦ニ御坐候故其請求ニ依リ本年採上ヶ候事ニ而貴行ニ於テモ夫ヲ御請求相成候ハ、或ハ相叶可申モ存候得共十七年六月迄大藏省ノ為替方御勤相成其期限ニ至リ日本銀行ノ代理店御改正相成候モ不遲事ニ存候、且本行ノ見込ニテハ国庫金ノ代理店ニ不抱全国中樞要ノ地方ニハ普通「コレレスホントニス」ヲ締約致候見込モ有之不日夫等ノ運ヒニ着手可致候間夫是御勘考之上再願書御差出可然存候、先者右貴答迄如斯御坐候也⁽⁵⁾

これらの書簡と同様に、この年の三月から五月にかけて安田善次郎は、しばしば各地の国立銀行の役員ないし関係者たちと面会、談話し、あるいは書簡の往復をしている。これらの相手は、為替方銀行であり、とくに用件についての記載がみられないところから、用件はやはり国庫金の取扱、日本銀行との約定などについての照会などと思われる。前掲をふくめて各地の国立銀行との間の書簡および関係者との面会を、「手扣」(第六号)から拾ってみると以下のとおりである。⁽⁶⁾

三月二九日 第三百三十六国立銀行(愛知県半田)

五月一日 第三百三十三国立銀行(滋賀県彦根)

五月二六日 第十八国立銀行（長崎県）

同 第五十九国立銀行（滋賀県）

五月二八日 第百五国立銀行（三重県津）

同 第三十七国立銀行（高知県）

九月一日 第四国立銀行（新潟）

九月一三日 第六国立銀行（福島県）

十月二二日 第二十三国立銀行（大分県）

十月二三日 第百六国立銀行（佐賀県）

こうした官金御用達、日銀代理店引受をめぐる問題は、若干のトラブルをともないつゝ、明治一六年の秋までひき続いてゐる。同年十一月一五日の「手扣」には、第六十七国立銀行（岡山県尾ノ道）の天野嘉四郎宛に左記のような書簡（下書）⁽⁷⁾が見出せる。

（十一月十五日）

尾ノ道六十七銀行天野嘉四郎氏へ

十月廿二日附之貴翰拝読致候、如貴命寒冷之候にて御安祥奉賀候、陳者日本銀行代理店之義ニ付御尋問之次第左ニ申上候

御案内被為在候通国庫金取扱之義ハ本年一月悉皆日本銀行ニ御下命相成該手續相運候上六月迄整頓可致筈之処何分創業之際百事不行届ニ而不得其運依之東京大阪ニ本店ノアル銀行ニ而從來為替方相勤居候分ヲ先以テ本年六月ニ着手シ地方銀行ノ分ハ来十七年六月ニ至り着手可致筈ニ大蔵省江請願シテ許可ヲ得、大蔵省ニ於テハ来六月迄従前ノ為替方ニ命令相成候事ト想像致候、然ニ地方銀行ノ中既ニ来六月迄命令繼續ノ内沙汰アルモ又既ニ繼續命令状下附アルニモ抱ラス該銀行ノ都合ニ因リ日本銀行ノ

代理店ヲ要求致サレ候分七月以後數ヶ所有之、是ハ前記ノ通り十七年ニ致レハ何レモ着手致候処ナレハ此方ノ手都合次第其請求ニ應シ今日迄締約致候事五十四ヶ所斗モ有之候、乍併右者種々ノ情実有之同地方ニ於テ他ノ銀行ヨリ妨ケテ請ル事モ可有之杯様々ノ懸念有之寧ロ期限ニ不至其妨ノ無之内相運候方安^(マ)神ナラン杯ノ処ヨリ生スルモノニテ貴行ハ他ニ御懸念無之候ハ、大蔵省ヨリノ期限ニ至リ御出願有之候モ不遲事ト愚考致候、右者御尋問ニ付御答迄候得共尚亦御手元ノ御都合次第可然御取捨有之度候、敬々頓首

十一月十五日

また日本銀行による国庫金取扱の関連において、印紙税ならびに日本銀行の代理手数料の問題が生じた。これらは営業担当の安田理事の業務であり、彼の素案として六月一日に「各種ノ印紙税及界紙税壹ヶ年売捌総高」、そして同じく六月四日に「各印界税取扱見込案」が記載されている。すなわち以下のとおりである。

(六月一日)

各印界紙税取扱見込

一 金四百万円也

金四拾万円者

内訳 金貳拾万円

金壹万円

金貳万円

金十六万九千円

但シ各種ノ印紙税及界紙税壹ヶ年賣捌惣高

惣高ノ壹割則取扱料及賣捌手数料ナリ

小賣人賣捌手数料 但シ現金引換ハ払下ニシテ百分ノ五割引ナリ

大元日本銀行取扱手数料ナリ 但シ本支店ニテ壹ヶ所壹ヶ年五千円ツ、

大賣各地方国庫金取扱所百五ヶ所 壹ヶ所壹年金貳百円ツ、

寡婦孤子^(マ)ニ御下附金トナル

○各地方国庫金取扱所ヶ所ニ付小賣人貳百人ツ、ノ見込ニシテ都合全国貳万四千四百人ナリ。尙ヶ所ノ賣捌高百八十六円八十銭余ニ当ル。則此収益尙ヶ年九円三十四銭ツ、
印界紙現品取扱ハ日本銀行本店ヨリ地方各所ノ従前売捌高二比較シテ大売店ニ送リ此益(ママ)每周拂下高ヲ報道為致其代金ハ直チニ国税ノ収入ト見做候事、尤此現品ノ出入ノ検査ハ租税局出張員ノ負擔ト為スヘシ。

六月四日

各印界紙稅取扱見込案

一金四百万円者 各種ノ印紙稅界紙稅共尙ヶ年拂下惣高

此割引 金四拾万円也 但シ百分ノ十

此内訳

一 金貳拾万円

小賣人賣捌手数料

但シ總テ現金ニ而拂下ケ百分ノ五

賣捌人ハ国庫金取扱所区域尙ヶ所ニ貳百人ツ、ノ見込ニシテ全国合計貳万四千四百人ナリ

尙ヶ所ノ賣捌高百八十六円八十銭余ニ当ル、則手数料尙名分ノ平均尙ヶ年九円三十四銭ツ、ナリ

一 金四千元

日本銀行保險料金高千分ノ一

一 金壹万円

日本銀行取扱手数料ナリ

本店大阪支店ノ二ヶ所ニテ取扱尙ヶ所金五千元ツ、

一 一金千五百円

役員三名給料 三十五円 三十円 廿五円 二名十五円

三 一金千五百円

郵便稅 帳簿筆墨紙料其外諸雜費

二 一金貳千四百円

各地方エ次次検査員二名ツ、ヲ派出為致候見込ヲ以テ該旅費

小以金五千元

一 金貳万千円

大賣人各地方国庫金取扱所百五ヶ所ニ□テ老人壹ヶ年金貳百円ツ、ノ手数料

現品ハ日本銀行ヨリ各地方従前ノ賣捌高ヲ目安トシテ一ヶ月分ツ、適宜送致シ置每周拂下額ヲ報知為サシメ其
代金ハ直チニ国税金ノ収入ニ組入候事

差引残 金拾六万五千円

是ハ寡婦孤兒江御下附金ノ見込⁽⁸⁾

なおこれらのほかに、明治一六年一〇月の「手扣」(第六号)には、日本銀行の營業にかんする安田理事の意見のメモ書きが三つ(三カ所)見出される。一つ目は、当座預金の利子についてであり(一〇月五日)、二つ目は、日本銀行の余裕資金の運用についてのもの(一〇月一五日)、そして三つ目は、日本銀行の個人への貸付の可否などにかんする意見である(一〇月二二日)。

少なからず重要な提言であるので、左に抜萃して掲げてみる。

(十月五日)

当座預り金ニ利子ヲ附スルハ不可ナキノ訊

我国ノ民間ニ從來有福ノ者ト雖トモ己カ信用為ス人ニ金錢ヲ預ケテ幾分ノ便理アルヲ知り之ヲ益トシテ満足スルモノ稀ナリ

我国ノ習ワシトシテ所持ノ金錢ヲ他ニ無利足預ケテ為シ盜難ノ患ト取扱上ノ手数ヲ省ノ便益ヲ得意ニスルモノ稀ナリ

商人現金ヲ以テ賣買為スヲ第一ト為シ貸商ヲ其次トス、甚シキハ現金ト貸商トハ賣品ニ幾分差等アリ、故ニ活発ナル商人ハ常ニ現金ヲ以テ物品ヲ仕入信用アル確ナルモノニ賣買シテ利益ヲ得ルノ慣習ナリ、西洋各国商法ノ如ク物品ヲ賣渡スニ該代価ヲ授受為スノ約定アルニ非ス、故ニ依之營業資本ハ物品仕入ノトキ要用ニシテ常々手元江貯置ノ餘地ナシ⁽¹⁰⁾

(十月十五日)

租税取期ヲ延ストキハ政府ノ収出其当ヲ失シ無余義國庫手形ヲ発行シテ該支弁ヲ補フ事トナルヘシ該取扱ヲ日本銀行ニ於テ取扱フモノトスレハ多少ノ収益アルモノトス

租税取期ヲ引上ルトキハ政府ノ収出餘裕アリ之ヲ日本銀行ニ当坐預ケテ為ストキハ日本銀行ニ於テ適宜貸与スルモノトシテ之ヨリ得ル処ノ収益アリ

前二條ノ収益何レヲ可ト為スヤ⁽¹⁾

(十月廿二日)

一己人ニ貸附金ヲ為スノ途ヲ開クハ危險ヲ招クノ恐アル歟⁽²⁾

○銀行会社ハ資本ノ額ヲ定メ公衆ニ示シ且ツ政府ヨリ夫々ノ檢束アリテ自ラ資力ノ原簿ヲ認メ得ラル、所アリ

○一己人ハ資力ノ原簿ヲ認タルノ確法ナシ

○本行營業日尚淺シ当任者熟練スルノトキト我政府ニ於テ人民ノ所有財産ヲ調査方法施行アルノ後

○株主ノ中ヨリ商業十分熟練ノ惣裁ヲ撰擧スルカ⁽³⁾

これによつてみると、最初のもものは、この頃当座預金の利子について議論が生じたとみえ、安田善次郎は、日本の金融の実状からみて、当座預金は無利子たるべきであると、根拠をあげて主張している。二つ目は、日本銀行が官金を一手に扱う以上、大蔵省に余裕資金が生じたときは、日銀に当座預金として預け、日銀はこれを積極的に運用、利殖をはかるべきと論じている。ともに営業担当の安田理事の意見として重要な提言である。

三つ目は、相互に関係のないいくつかの意見のメモ書きである。日銀は、個人にたいして貸付の途を開くべきでない

こと、日銀も、(株式会社である以上)、株主のなから経営能力の熟達者を総裁に選挙すべきであること、など興味ある意見が見出される。日銀の対個人貸付の可否は、右のように、個人については信用が確認できないとして、安田理事は時期尚早論の立場であるが、その後一二月になって、結局は承認されている⁽¹³⁾。

- (1) 『日本銀行百年史』第一巻、二六一―二頁。
- (2) 同右、二四六頁。
- (3) 「手扣」第六号 明治十六年五月ヨリ十二月マデ、五月二十八日の項。
- (4) 同右。
- (5) 同右、九月一日の項。
- (6) 同右、これらは、当該日に為替方の国立銀行から関係者の来訪ないし関係者への書簡のあるものである。諸国立銀行など関係者からの宴会の招待記事も散見されるが、それらは割愛した。
- (7) 同右、十一月十五日の項。
- (8) 同右、六月一日の項。
- (9) 同右、六月四日の項。
- (10) 同右、一〇月五日の項。
- (11) 同右、一〇月十五日の項。
- (12) 同右、一〇月二二日の項。
- (13) この件については後述、一二月一〇日の項、四九頁を参照されたい。

二 為替方の全国調査と三井銀行および安田銀行

上述のように国庫金の取扱いが、従来の為替方銀行にとって改めて切実に感じられたこの時期において、安田善次郎は、「明治十六年一月現在 大蔵省為替方一覽」なる克明な調査の記録を、「手控」とは別に書き残している。彼にとつて、日本銀行理事たる公的な職責においても、銀行家たる私的関心からみても、全国府県における為替方の全容は、これを把握しておきたかったことは当然のことであり、大蔵省のいわば丸秘扱いの調査を自身で筆写したもの、と考えられる。

原本は和紙和綴の帳面（縦12・5センチ、横18・0センチ）に毛筆細字で書き記したものである。筆者は、寡聞にして、この時期のこうした為替方の全国的記録や統計の存在を知ることがない。重要な文書であると思われるので、左に原本に即して掲載してみる。¹⁾

明治十六年一月現在 大蔵省為替方一覽表

府県	為替方	出張数	一ヶ年預額	抵当高円	保険料円	命令期限	本店位置	為替方
神戶	攝津	—	八四五、九七九、〇四〇	一八、九〇〇	一、〇四〇	全	全	全
相模原	小田	—	三八一、八九九、八六九	二、六〇〇	五八〇	全	全	全
全	八王子	—	二六九、九五二、七二四	一、六〇〇	五〇〇	全	全	全
武蔵	横浜	—	四八〇、九二七、一一四	四、一〇〇	六八〇	自十四年七月 至十六年六月	東京	三井銀行
大和	奈良	三	七五四、九七九、九七六	四、四〇〇	九五〇	全	郡山	六十八国立銀行
河内	八尾	—	四〇三、八九七、三一二	二、四〇〇	六〇〇	全	全	全
堺	和泉	二	六六八、二九七、二五二	八、二〇〇	八六〇	自十五年七月 至十七年六月	大阪	三十二国立銀行
攝津	大阪	—	九八八、一四四、七八五	一五、七〇〇	一、一八〇	全	東京	三井銀行
京都	丹波	二	三五五、六〇一、三四三	二、三〇〇	五五〇	全	大阪	百卅国立銀行
山城	京都	二	六八六、六二九、三八七	六、〇〇〇	八八〇	全	全	全
東京	武蔵	—	八六四、一三一、九二九	三、〇〇〇	一、〇六〇	自十四年七月 至十六年六月	東京	三井銀行

表中抵当ハ一ヶ年間最低額ヲ掲ク

埼玉		新潟			長崎			兵庫				府県													
川越	全	浦和	武蔵	高田	全	長岡	全	新潟	越後	佐賀	全	伊万里	全	長崎	肥前	洲本	淡路	出石	但馬	箕山	丹波	姫路	播磨	位為替方	
三		一		二		二				一									二				三	出張	
七二八、六五七、六七三		一、〇六五、八八六、五九六		三八三、八〇一、六五七		五八〇、九九七、二六六		一、一二七、七九六、九四五		六六四、六四一、一四五		三九二、四九八、九八七		五四八、三八九、三二〇					二四二、二六九、三四一				二二四、五八一、六三三	一、六六四、三〇二、九三〇	一ヶ月預額
五、五〇〇		三、六〇〇		九、五〇〇		一〇、三〇〇		九、二〇〇		七、八〇〇		六、二〇〇		八、六〇〇					二、九〇〇				二、五〇〇	三五、六〇〇	抵当高円
九二〇		一、二〇〇		五八〇		七八〇		一、二〇〇		八六〇		五九〇		七四〇					五〇〇				五〇〇	一、二〇〇	保険料円
全		自十四年七月 至十六年六月		全		全		自十四年十一月 至十六年十月		自十四年八月 至十六年八月		自十四年七月 至十七年六月		自十四年九月 至十六年八月					自十四年七月 至十六年六月				自十五年五月 至十六年六月	全	命令期限
川越	全国	東京	武蔵	高田	全国	長岡	全国	新潟	越後	佐賀	肥前	伊万里	全	長崎	肥前	徳島	阿波	出石	但馬	箕山	丹波	姫路	播磨	本店位置	
八拾五国立銀行		中井新右衛門		百卅九国立銀行		六拾九国立銀行		四国立銀行		百六国立銀行		伊万里銀行		十八国立銀行		久次米銀行		五十五国立銀行		百卅七国立銀行		卅八国立銀行		為替方	

日本銀行の設立と安田善次郎（三）（由井）

津伊勢		栃木			群馬			茨城			千葉													
足利	全	宇都宮	全	栃木	下野	富岡	全	桐生	全	前橋	上野	本宗道	全	土浦	全	水戸	常陸	佐倉	下総	木更津	上総	千葉	下総	
一		三		一		三		二		四			二		三			一		一		五		
一、二二八、九四七、六八五	三四七、七八七、六五一	四六四、九六九、二二一	三六七、二三二、〇八五	三一三、三四九、二九四	二五一、八一二、二二四	五四一、五二三、六二七	三三一、〇五四、八二九	五五八、一一七、八九四	五八三、九四二、三九五	三六四、八三三、〇四一	三一八、三〇一、〇六五	八五六、六三六、四三一												
一〇、〇〇〇	一、六〇〇	二、九〇〇	三、四〇〇	三、三〇〇	二、〇〇〇	四、五〇〇	三、六〇〇	三、九〇〇	五、七〇〇	五、〇〇〇	二、二〇〇	八、八〇〇												
一、二〇〇	五四〇	六六〇	五六〇	五〇〇	五〇〇	七四〇	五三〇	七五〇	七八〇	五六〇	五一〇	一、〇五〇												
至十四年九月 至十六年八月	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	
東京 武蔵	全	全	東京 武蔵	全	全	全	東京 武蔵	全	全	横濱 全国	全	東京 武蔵	土浦 常陸	全	全	全	全	全	全	全	全	東京 全国	全	
三井銀行	全	全	安田銀行	全	全	全	全	全	全	二国立銀行	全	川崎銀行	五拾国立銀行	全	全	全	全	全	全	全	全	川崎銀行	全	

府 県		位 置	出 張 場 数	一 夕 年 預 額	抵 当 高 円	保 險 料 円	命 令 期 限	本 店 位 置	為 替 方
為 替 方									
三重	全山田	二	三三六、六一〇、九七五	二、五〇〇	五二〇	全	伊勢	百五国立銀行	
伊賀	上野	二	二二六、〇九六、二六二	一、〇〇〇	五〇〇	全	伊賀	八拾三国立銀行	
尾張	名古屋	一	一、二八九、三七八、五四二	一三、六〇〇	一、二〇〇	全	東京	三井銀行	
愛知	三河	二	一、〇二〇、九〇九、四五八	五、三〇〇	一、二〇〇	全	尾張	伊藤銀行	
全	岡崎	一	一四三、〇二〇、二四〇	一、六〇〇	五〇〇	全	三河	八国立銀行	
豊橋	全	一	六二五、一〇八、二四五	五、七〇〇	八二〇	自十四年九月 至十六年九月	駿河	三拾五国立銀行	
静岡	遠江	一	六〇六、四〇五、九二〇	六、三〇〇	八〇〇	全	静岡	廿八国立銀行	
伊豆	浜松	一	一三三、一三〇、〇七五	一、三〇〇	五〇〇	全	伊豆	伊豆銀行	
山梨	甲斐	一	九六九、〇二二、三五〇	七、〇〇〇	七六〇	全	山梨	十国立銀行	
滋賀	近江	一	八二七、四六八、一五五	三、九〇〇	一、〇二〇	自十四年八月 至十六年七月	甲斐	三井銀行	
全	大津	一	九四七、一四五、四六五	七、〇〇〇	一、一四〇	自十四年八月 至十六年七月	武蔵	百三十三国立銀行	
美濃	彦根	一	七、〇〇〇	二、六〇〇	七七〇	自十四年九月 至十六年八月	近江	三井銀行	
岐阜	濃	一	一、一四〇	七、〇〇〇	一、一四〇	自十四年八月 至十六年七月	東京	三井銀行	

日本銀行の設立と安田善次郎（三）（由井）

盛岡		福島					宮城			長野			岐阜												
陸中	若松	全	須賀川	岩代	三春	磐城	福島	岩代	古川	全	石巻	陸前	仙台	陸前	上田	全	松本	全	高山	信濃	高山	飛騨	御嵩	全	
一	一																二								
三三二、一三三、〇九六	二六二、一七〇、〇四三		二七〇、二二六、七三七		二六四、一八一、五〇二		四四九、〇二四、一三九		二四六、六五六、五六〇		三二三、四二六、五五三		三七四、〇四三、九〇四		三二六、九一五、八八一		六四三、一六四、一二八		三七六、〇二五、五三五			八七、八九七、二二〇		二七〇、〇〇一、〇三二	
四、八〇〇	三、七〇〇		一、一〇〇		一、八〇〇		三、九〇〇		三、五〇〇		五、〇〇〇		五、二〇〇		一、一〇〇		五、一〇〇		二、八〇〇			五〇〇		一、五〇〇	
五三〇	五〇〇		五〇〇		五〇〇		六四〇		五〇〇		五〇〇		五四〇		五二〇		八四〇		五七〇			五〇〇		五〇〇	
全	至十六年八月		自十五年十一月 至十七年十月		全		全		全		至十四年八月 至十六年九月		自十四年九月 至十六年八月		全		至十四年九月 至十六年十月		自十四年九月 至十六年九月			全		全	
東京	武蔵	若松	岩代	徳島	阿波	三春	磐城	福島	岩代	全	東京	武蔵	仙台	陸前	上田	信濃	全	横濱	全国	東京	武蔵	岐阜	美濃		
一国立銀行	三十一国立銀行		久次米銀行		九十三国立銀行		六国立銀行		全		一国立銀行		七十七国立銀行		十九国立銀行		全		田中平八		三井銀行		十六国立銀行		

福井		秋田			山形		青森			岩手		府県													
小浜	若狭	越前	福井	本庄	全	横手	全	秋田	羽後	鶴ヶ岡	全	山形	羽前	八戸	全	弘前	全	青森	陸奥	宮古	全	一ノ関	全	府県	
一	二							二		一		四		一				三		二		一		為替方 出張 場数	
一七五、五六七、二四三	五四五、一四四、九二九			一二三、一六〇、八五一		三三〇、二二八、五一〇		三九二、三五二、五〇三		三九五、〇一八、一八八		六一七、五八一、二八二		一三六、二五四、七六四		二一九、九九七、四六〇		二六三、一七五、九九一		九六、六一八、七六一		二〇八、九一五、二二三			一ヶ年預額
六〇〇	八、二〇〇			九〇〇		八、〇〇〇		七、六〇〇		二、四〇〇		六、二〇〇		七〇〇		二、八〇〇		三、二〇〇		一、三〇〇		三、八〇〇			抵当高円
五〇〇	七四〇			五〇〇		五三〇		五九〇		五九〇		八一〇		五〇〇		五〇〇		五〇〇		五〇〇		五〇〇			保険料円
自十四年八月 至十六年七月	自十四年十一月 至十六年十月			全		全		全		自十四年八月 至十六年九月		自十四年十月 至十六年九月		全		全		全		全		全			命令期限
小浜	若狭	越前	福井	全		全		東京	武蔵	鶴ヶ岡	全	山形	羽前	八戸	全	弘前	陸奥	全		全		全			本店位置
廿五国立銀行	九十二国立銀行			全		全		一国立銀行		六十七国立銀行		八十一国立銀行		百五十国立銀行		五十九国立銀行		三井銀行		全		全			為替方

日本銀行の設立と安田善次郎（三）（由井）

広島			岡山			島根			鳥取														
三全	尾備	広島	安芸	高梁	備中	津山	美作	岡山	備前	浜田	石見	松江	出雲	米子	伯耆	鳥取	因幡	七尾	能登	富山	越中	金沢	加賀
一	二	二		一	二	二			二	二				一	一			一	一			二	
三二四、二六七、一四九	五九四、二〇六、〇四五	六七一、七一一、六一七		一八〇、五四九、四五〇		四一三、三九一、八一七		一、二六二、五五四、五五二		一六二、〇四八、〇五七		六六八、四五四、一三三		四〇四、七六三、〇四七		二六、二二六、二四〇		三四四、六四四、九四五		四四六、八三五、一五二		一、一五七、八七六、二六九	
二、七〇〇	五、〇〇〇	四、三〇〇		一、一〇〇		四、一〇〇		七、四〇〇		一、七〇〇		四、五〇〇		二、九〇〇		一、六〇〇		一、二〇〇		一、八〇〇		七、〇〇〇	
五一〇	七九〇	八七〇		五〇〇		六一〇		一、二〇〇		五〇〇		八六〇		六〇〇		五〇〇		五四〇		六四〇		一、二〇〇	
全	全	全		自十四年六月 至十六年七月		自十五年三月 至十六年六月		自十四年六月 至十六年六月		全		全		全		自十四年七月 至十六年六月		全		自十四年十一月 至十六年十月		自十四年十一月 至十六年十月	
全	尾備	東京	武蔵	高梁	備中	津山	美作	岡山	備前	津和野	石見	東京	武蔵	松江	出雲	鳥取	因幡	金沢	加賀	富山	越中	金沢	加賀
全	六十六国立銀行	三井銀行		八拾六国立銀行		津山銀行		二十二国立銀行		五十三国立銀行		三井銀行		七十九国立銀行		八拾貳国立銀行		金沢為換会社		百廿三国立銀行		金沢為換会社	

府県		為替方	出張	一ヶ年預額	抵当高円	保険料円	命令期限	本店位置	為替方
山口	全	山口	一	三二六、四〇九、三六五	二、四〇〇	五一〇	全	長門	百十国立銀行
山口	徳山	徳山	一	二七七、四一一、三八七	一、一〇〇	五〇〇	全	馬関	全
山口	赤馬関	赤馬関	一	二三七、一一〇、二四二	一、五〇〇	五〇〇	全	東京	三井銀行
和歌山	紀伊	紀伊	一	五四七、〇四一、二九一	八、四〇〇	七四〇	全	全	全
和歌山	田辺	田辺	三	三六四、六二四、九八六	三、八〇〇	五六〇	全	紀伊	四十三国立銀行
徳島	阿波	阿波	五	七四〇、八七九、七八七	九、七〇〇	九四〇	全	撰津	三十四国立銀行
徳島	伊予	伊予	三	七〇五、四四五、八五九	八、六〇〇	九〇〇	全	松山	五十二国立銀行
愛媛	全	松山	三	七〇五、四四五、八五九	八、六〇〇	九〇〇	全	伊予	五十二国立銀行
愛媛	宇和島	宇和島	二	三八二、〇〇〇、四四五	一、五〇〇	五八〇	全	全	廿九国立銀行
香川	讃岐	讃岐	二	八二八、六五七、八一四	六、〇〇〇	一、〇二〇	自十四年七月 至十六年六月	讃岐	百十四国立銀行
香川	高松	高松	二	八二八、六五七、八一四	六、〇〇〇	一、〇二〇	自十四年七月 至十六年六月	高松	百十四国立銀行
高知	土佐	土佐	二	四三二、八三九、四四六	四、六〇〇	六三〇	全	高知	第七 八十国立銀行
高知	全	高知	二	四三二、八三九、四四六	四、六〇〇	六三〇	全	全	第七 八十国立銀行
高知	須崎	須崎	一	二六二、八二一、一〇〇	一、四〇〇	五〇〇	全	全	三十七国立銀行
福岡	筑前	筑前	三	八三九、一二八、〇二三	六、四〇〇	一、〇三〇	全	福岡	十七国立銀行

日本銀行の設立と安田善次郎 (三) (由井)

	熊本		大分			福岡								
	八代	全熊本	肥後	中津	豊前	豊後	大橋	豊前	久留米	筑後				
	一	一	二	一	二	二	一	一	一	一				
五二五九六五三六二	五一九、六四八、六八五	二五四、七八一、九六五	五八七、五七六、八一七	五二二、二〇六、五七六	八六五、三四六、五九二	四一二、二七八、〇四九	五六七、六七三、四六九	二八五、五一八、五八四	六五一、五九五、八八〇					
五三一八〇〇	三、三〇〇	二、一〇〇	一三、二〇〇	七、四〇〇	一七、八〇〇	四、七〇〇	四、五〇〇	三、七〇〇	三、一〇〇					
七四六〇〇	七一〇	五〇〇	七八〇	七二〇	一、〇六〇	六一〇	七六〇	五〇〇	八五〇					
	鹿兒島	薩摩	全	東京	武蔵	宇土	全	大分	豊後	大橋	豊前	柳川	久留米	筑後
	行	百四十七国立銀	全	五国立銀行	行	百三十五国立銀	行	九国立銀行	七十八国立銀行	二十三国立銀行	八十七国立銀行	六十一国立銀行	九十六国立銀行	六十一国立銀行

十六年一月現在海關稅取扱大藏省為替方

横濱 税関	預金抵当額	保險料	為換打歩	命令期限	本店	為換方
五万三千元	百分ノ三	十里百円 貳錢五厘	自十五年七月 至十七年六月	武蔵 東京	三井銀行	
大阪 税関	四万三千元	全	全	全	全	全
神戸 税関	四万三千元	全	全	全	全	全
長崎 税関	九千四百円	全	全	全	肥前 長崎	笠野吉次郎
函館 税関	貳千九百円	全	全	全	武蔵 東京	三井銀行
新潟 税関	貳拾円	全	全	全	越後 新潟	四国立銀行

十六年一月現在海産稅取扱大藏省為替方

租稅局 東京箱崎 出張所	預金抵当額	保險料	為換打歩	命令期限	本店	為換方
三千元	八百円	十里百円 貳錢五厘	自十五年七月 至十七年六月	武蔵 東京	三十三国立銀行	
全	全	全	全	全	全	全
大阪 派出所	千円	全	全	全	全	全
全	全	全	全	全	全	全
敦賀 派出所	全	全	全	全	全	全

右の大藏省為替方調査による

と、明治一六年一月時点における金融機関は、三井銀行以下全国で七一であり、預金総額は五二五九万六五三六円余であり（本稿の試算では五二九二万五四一九円余で、若干の相違がある）、平均すると一機関当り七三万円ほどである。これらのうち、国立銀行は第一国立銀行はじめ六一行、その他の私立銀行ないし個人名が三井銀行、川崎銀行、安田銀行、伊藤銀行、久次米銀行、伊豆銀行、遠山銀行、中井新右衛門、田中平八、その他金沢為替会社である。

右の調査表は、府県別であるので、いまこれら金融機関別に

表 2-1 為替方別預金額一覧（明治16年1月現在）（ ）内は本店位置

為替方銀行	預金額 (円)	抵当高 (円)	担当府県
三井銀行 (武蔵東京)	11,275,994.189	108,800	武蔵東京、山城京都、 摂津大阪、武蔵横浜、 武蔵八王子、相模小田原、 摂津神戸、伊勢津、 尾張名古屋、近江大津、 美濃岐阜、飛騨高山、 陸奥青森、出雲松江、 安芸広島、長門赤馬関、 紀伊和歌山
第百三十国立銀行 (摂津大阪)	355,601.343	2,300	丹波福知山
第三十二国立銀行 (摂津大阪)	1,072,194.564	10,600	和泉堺、河内八尾
第六十八国立銀行 (大和郡山)	754,979.976	4,400	大和奈良
第三十八国立銀行 (播磨姫路)	1,664,302.930	35,600	播磨姫路
第百三十七国立銀行 (丹波笹山)	224,581.633	2,500	丹波笹山
第五十五国立銀行 (但馬出石)	242,269.341	2,900	但馬出石
久次米銀行 (阿波徳島)	270,226.737	1,100	淡路洲本、岩代須賀川
第十八国立銀行 (肥前長崎)	548,389.320	8,600	肥前長崎
伊万里銀行 (肥前伊万里)	392,498.987	6,200	肥前伊万里
第百六国立銀行 (肥前佐賀)	664,641.145	7,800	肥前佐賀
第四国立銀行 (越後新潟)	1,127,796.945	9,200	越後新潟
第六十九国立銀行 (越後長岡)	580,997.268	10,300	越後長岡
第百三十九国立銀行 (越後高田)	383,801.657	9,500	越後高田
中井新右衛門 (武蔵東京)	1,065,886.596	3,600	武蔵浦和
第八十五国立銀行 (武蔵川越)	728,675.673	5,500	武蔵川越
川崎銀行 (武蔵東京)	2,454,767.761	25,300	下総千葉、上総木更津、 下総佐原、常陸水戸、 常陸本宗道
第五十国立銀行 (常陸土浦)	558,117.894	3,900	常陸土浦
第二国立銀行 (武蔵横浜)	1,106,685.145	9,800	上野前橋、上野桐生、 上野富岡
安田銀行 (武蔵東京)	1,179,988.957	7,900	下野栃木、下野宇都宮、 下野足利
第百五国立銀行 (伊勢津)	326,610.975	2,500	伊勢山田
第八十三国立銀行 (伊賀上野)	216,096.262	1,000	伊賀上野
伊藤銀行 (尾張名古屋)	1,020,909.458	5,300	三河岡崎

為替方銀行	預金額 (円)	抵当高 (円)	担当府県
第八国立銀行 (三河豊橋)	143,020.240	1,600	三河豊橋
第三十五国立銀行 (駿河静岡)	625,108.245	5,700	駿河静岡
第廿八国立銀行 (遠江浜松)	606,405.920	6,300	遠江浜松
伊豆銀行 (伊豆韭山)	133,130.075	1,300	伊豆韭山
第十国立銀行 (甲斐甲府)	969,022.350	7,000	甲斐甲府
第百三十三国立銀行 (近江彦根)	—	2,600	近江彦根
第十六国立銀行 (美濃岐阜)	270,001.032	1,500	美濃御嵩
田中平八 (武蔵横浜)	1,019,189.663	7,900	信濃高山、信濃松本
第十九国立銀行 (信濃上田)	326,915.881	1,100	信濃上田
第七十七国立銀行 (陸前仙台)	374,043.904	5,200	陸前仙台
第一国立銀行 (武蔵東京)	2,053,492.057	34,900	陸前石巻、陸前古川、 陸中盛岡、陸中一ノ関、 陸中宮古、羽後秋田、 羽後横手、羽後本庄
第六国立銀行 (岩代福島)	449,024.139	3,900	岩代福島
第九十三国立銀行 (磐城三春)	264,181.502	1,800	磐城三春
第三十一国立銀行 (岩代若松)	262,170.043	3,700	岩代若松
第五十九国立銀行 (陸奥弘前)	219,997.460	2,800	陸奥弘前
第百五十国立銀行 (陸奥八戸)	136,254.764	700	陸奥八戸
第八十一国立銀行 (羽前山形)	617,581.282	6,200	羽前山形
第六十七国立銀行 (羽前鶴ヶ岡)	395,018.188	2,400	羽前鶴ヶ岡
第九十二国立銀行 (越前福井)	545,144.929	8,200	越前福井
第廿五国立銀行 (若狭小浜)	175,567.243	600	若狭小浜
金沢為替会社 (加賀金沢)	1,502,521.214	8,200	加賀金沢、能登七尾
第百廿三国立銀行 (越中富山)	446,835.152	1,800	越中富山
第八十二国立銀行 (因幡鳥取)	26,226.240	1,600	因幡鳥取
第七十九国立銀行 (出雲松江)	404,763.047	2,900	伯耆米子
第五十三国立銀行 (石見津和野)	162,048.057	1,700	石見浜田
第二十二国立銀行 (備前岡山)	1,262,554.552	7,400	備前岡山
津山銀行 (美作津山)	413,391.817	4,100	美作津山
第八十六国立銀行 (備中高梁)	180,549.450	1,100	備中高梁
第六十六国立銀行 (備後尾道)	908,473.194	7,700	備後尾道、備後三次
第百十国立銀行 (長門馬関)	593,820.752	3,500	周防山口、周防徳山
第四十三国立銀行 (紀伊和歌山)	364,624.986	3,800	紀伊田辺

日本銀行の設立と安田善次郎（三）（由井）

為替方銀行	預金額（円）	抵当高（円）	担当府県
第三十四国立銀行（摂津大阪）	740,879.787	9,700	阿波徳島
第五十二国立銀行（伊予松山）	705,445.859	8,600	伊予松山
第廿九国立銀行（伊予川ノ石）	382,000.445	1,500	伊予宇和島
第百十四国立銀行（讃岐高松）	828,657.814	6,000	讃岐高松
第七国立銀行 第八十国立銀行（土佐高知）	432,839.446	4,600	土佐高知
第三十七国立銀行（土佐高知）	262,821.100	1,400	土佐須崎
第十七国立銀行（筑前福岡）	839,128.023	6,400	筑前福岡
第六十一国立銀行 第九十六国立銀行 （筑後久留米柳川）	651,595.880	3,100	筑後久留米
第八十七国立銀行（豊前大橋）	285,518.584	3,700	豊前大橋
第二十三国立銀行（豊後大分）	567,673.469	4,500	豊後大分
第七十八国立銀行（豊後中津）	412,278.049	4,700	豊後中津
第九国立銀行（肥後熊本）	865,346.592	17,800	肥後熊本
第百三十五国立銀行（肥後宇土）	522,206.576	7,400	肥後八代
第五国立銀行（武蔵東京）	842,358.782	15,300	薩摩鹿児島、大隅加治木
第百四十七国立銀行（薩摩鹿児島）	519,648.685	3,300	日向都城
（合計）	52,596,536.2	531,800	
※本稿の計算による合計	(52,925,491.225)		

出所）「大蔵省為替方一覧表」（本文13頁～21頁）より作成。

整理、表示してみると、表2-1のとおりとなる。これらによってみると、三都と横浜をのぞくと、県単位に設立された地方の国立銀行の大多数が、府県為替方となっていることがわかる。いかえれば、全国どこにおいても新設の国立銀行にとって、為替方は重要な資金源をなしているといえる。さらに預金高の多寡によって順位をつけてみると、表2-2のとおりである。

もとより三井銀行が取扱地域とともに預金額においても抜きん出た一位であり、その額はこの調査では一、一二七万五九九四円余である。

三井銀行の官金取扱いについて触れておけば、周知のように、これより先、維新後はじめに任ぜられた御為替組三家のうち、明治七年に小野・島田両家が破産し、三井組がひとり多くの府県為替方を引受けるこ

表2-2 為替方銀行別預金順位及び預金総額における比率 (500,000円以上)

(明治16年1月現在)

為替方銀行	預金額 (円)	比率(%)	為替方銀行	預金額 (円)	比率(%)
三井銀行	11,275,994.189	21.3	第六十八国立銀行	754,979.976	1.4
川崎銀行	2,454,767.761	4.6	第三十四国立銀行	740,879.787	1.4
第一国立銀行	2,053,492.057	3.9	第八十五国立銀行	728,675.673	1.3
第三十八国立銀行	1,664,302.930	3.1	第五十二国立銀行	705,445.859	1.3
金沢為替会社	1,502,521.214	2.8	第百六国立銀行	664,641.145	1.2
第二十二国立銀行	1,262,554.552	2.4	第六十一国立銀行	651,595.880	1.2
安田銀行	1,179,988.957	2.2	第九十六国立銀行		
第四国立銀行	1,127,796.945	2.1	第三十五国立銀行	625,108.245	1.1
第二国立銀行	1,106,685.145	2.1	第八十一国立銀行	617,581.282	1.1
第三十二国立銀行	1,072,194.564	2.0	第廿八国立銀行	606,405.920	1.1
中井新右衛門	1,065,886.596	2.0	第百十国立銀行	593,820.752	1.1
伊藤銀行	1,020,909.458	1.9	第六十九国立銀行	580,997.268	1.0
田中平八	1,019,189.663	1.9	第二十三国立銀行	567,673.469	1.0
第十国立銀行	969,022.350	1.8	第五十国立銀行	558,117.894	1.0
第六十六国立銀行	908,473.194	1.7	第十八国立銀行	548,389.320	1.0
第九国立銀行	865,346.592	1.6	第九十二国立銀行	545,144.929	1.0
第五国立銀行	842,358.782	1.5	第百三十五国立銀行	522,206.576	0.9
第十七国立銀行	839,128.023	1.5	第百四十七国立銀行	519,648.685	0.9
第百十四国立銀行	828,657.814	1.5			

出所)「大蔵省為替方一覧表」(本文13頁～21頁)より作成。

ととなった。そして明治九(一八七六)年三月に三井銀行が創立された時に、改めて政府に陳情し、従来どおり官金取扱の継続の許可を得て、多数の支店・出張所を開設し、業務を拡大した。また租税用の米穀の荷為替取組みに、特徴的のり出した。当時の三井銀行官金出納を扱った官庁は、次のような開拓使ほか七省、三府一四県、四税関の多数に上っていた。³⁾

外務省 内務省 陸軍省 海軍省 文部省 工部省
宮内省

東京府 京都府 大阪府 神奈川県 兵庫県 千葉県
葉県 三重県 愛知県 滋賀県 岐阜県 宮城県
青森県 敦賀県 島根県 山口県 和歌山県
横浜税関 大阪税関 函館税関

前掲の明治一六年一月の調査と比較してみると、いくつかの府県で一部を地元資本に譲っているが、著しい変化はない。

したがって、日本銀行の創立・開業にともなう府県為替方制度の改廃の影響は、三井銀行においてもつと

も大であったといえる。事実、明治一五年一二月、総長・副長（西邑虎四郎）連署をもって、三井銀行は、松方大蔵卿あて内願書を提出し、明治一九年六月までの官金取扱返上期日について、実況次第で保護を与えていただきたい旨を要請した⁽⁴⁾。だがこれは政府の認めることとならず、三井銀行ではちょうどこの時期すなわち明治一六年二月二七日、三井同族と三井銀行重役は協議のうえ、「誓約」を作成し、一心協力して節儉の厳守と貸付金の回収努力による、事態の打開を申し合わせている⁽⁵⁾。この「誓約」では、万が一銀行が瓦解にいたるときは、「天命ノ至然ニ可^{あいかうべし}三^三相叶^二」という悲壮な決意さえ示されている。

安田銀行についてみると、右の一覧において、取扱府県は栃木県一県のみ、預金額は一一七万九八九円弱で、澁沢栄一の第一国立銀行はもとより、川崎八右衛門の川崎銀行や平瀬亀之助の第三十八国立銀行以下の七位である。ただし、この年六月に受託の決った福島県と富山県の二県の扱額を加算すると、二〇〇万円を超える額となり、第二ないし三位となる。

いずれにせよ、明治一五、六年において三井銀行は、膨大な官金の預託をうけている反面、その将来について多大の不安を感じ、その帰趨が三井の存亡にかかわる、と憂慮している。それにたいし安田銀行の安田善次郎には、日記にみるかぎり、そうした緊張感はまったく見受けられず、むしろ積極的に将来についても楽観的でさえある。興味ある事実といえる。

(1) 原本は安田家蔵、ここでは遠藤常久氏（『安田保善社とその関係事業史』（昭和四九年）の編者）が編修・執筆した同書の稿本に所収の筆写本による。

(2) この額は、『三井銀行八十年史』（同行編、昭和三二年）の明治一五年の記述にみえる六八一万二〇〇〇余円（同書一〇

(三頁)ともかなり相違があり、もとより時期(月)によって変動するのは当然にせよ、今後検討を必要とする。

(3) 三井銀行編『三井銀行一〇〇年のあゆみ』(昭和五十一年)二八―九頁。

(4)(5) 同右、三二―三三頁。

三 安田銀行と富山県為替方の受託問題

安田善次郎の安田銀行は、前稿でやや詳しく述べたように、すでに宇都宮に支店を設け、栃木県の国税為替方の任命をうけていた。ついで明治一六年二月二三日、福島県の福島区域の国税金取扱の辞令を交付された。¹⁾ 福島県については第三十一銀行が為替方を引受けていたが、前年末に辞退の意向があり、これにたいし安田善次郎は、明治一三年に若松に出張、同行を訪ねたことがあり、栃木県で為替方業務を担当してきた藪田岩松を福島に派遣し、実状の調査に当らせていたものである。辞令の交付をうけて、彼は明治一六年三月一日に安田銀行福島出張所を開設し、福島市福島町通り(四ノ一五番地)の第六国立銀行の営業所を借り受けて、開業、藪田に次ぐランクの店員の塩崎善郎を赴任させている。同出張所はまもなく明治一八年に支店に昇格した²⁾(のち福島市本町十番地に移転)。

福島県について同年春に、安田善次郎は郷里の富山県為替方の取扱を決意、当局に出願し、結局六月中旬に同県の内定をみた。この件は日本銀行そのものと直接かわるところはなかったが、善次郎にとって、「手控」の別紙に特記させる、重要なことであった。またその経過には、トラブルが避けられず、さらに問題は「後をひく」事態ともなっているので、本節に記述しておくこととする。

さきの調査が行われた明治一六年一月時点において、越中・富山および能登・七尾の為替方は、それぞれ金沢為替会

社、第百廿三国立銀行であった(明治一四年一月から二カ年間)⁽³⁾。それにたいし安田善次郎は、自身の郷里である富山県の為替方を引受けることを思いつき、「手控」によると、四月から富山県大書記官の深津無一としばしば面談している⁽⁴⁾。これが右の申請にかかわるものであったことは明らかである。この頃善次郎は、次節に記述するように、同年六月末に日本銀行大阪支店の開業式(二八日)が予定されており、善次郎はこれに出席、大阪の実業界と接触、交歓したのち、富山訪問を訪問する計画をたてていた。そこでこの機会に、受託しておきたい意図が働いたことであろう。

富山出身の安田銀行の頭取であり、同時に日本銀行理事である安田善次郎からの為替方取扱出願にたいし、深津大書記官は、これを軽視するわけにはいかなかったことであろう。六月早々金沢為替会社代表として前田則邦、百廿三銀行代表として木村光輝の二人に上京を促し、六月五日から新規出願者の安田善次郎との間で懇談を行わしめることとした⁽⁵⁾。

この席において深津から、安田銀行の新規出願をみとめ、三者の間で富山県の官金を分担するよう、妥協案の提出を求めるところがあった。これにたいし安田善次郎から、第一案として、県庁為替方として安田銀行、その他を百廿三銀行と金沢為替会社が二分するという案が提出されたが、同意が得られず、前田・木村から第二案そして第三案が提出され、これを批判する安田との間で三日にわたって論議が重ねられた。そして結局は、県令の国重と深津によって安田案が採択された。右の経過の詳細は、「手控」六月七日の書簡および別紙に記録され、かつ『安田善次郎全伝』第三巻伝記二に記載されている。内容はほぼ同一であり、ここでは後者によって、右の経緯の記録を掲げてみよう⁽⁶⁾。

御縣為替方の義、私共三名より出願致し置候處、一昨日懇々御説諭承り候に付き、三名打寄り相談仕り候へども、時日切迫に至り居り、其為め何分行き届き兼居り候に付き甚だ恐縮の至りに候へども、此上は唯御命令を受け、其御命令に対しては假令何様の都合御座候共、後來故障がましき事申立まじく勿論に候、私共三名に於いても相互に從來の親睦を破り遺恨ヶ間敷義

を相含不申義はこれ又申迄も無之、将来同地方に於て同營業を為すに於ては、尚一層の親睦を企て申すべく、依て三日間相談致し候別紙供御内覧候也

明治十六年六月七日

安田善次郎

前田 則邦

木村 光輝

深津 無一樣

〔別紙〕

六月五日午前、深津大書記官の御説に基き安田発言して曰く

第一説

県庁為替方

安田銀行

上下新川郡

三郡

第二百二十三国立銀行

婦負郡

但し国税、地方税、郡役所

礪波郡

二郡

金沢為替会社

但し国税、地方税、郡役所

右の通り第一説を安田より提出して示談の問題と為し午後三時に集会せんと約し置く、同三時に安田、前田、木村、四柳に集会したるに、前田、木村曰く、三銀行の希望する処同一にして何れも県庁為替方を望むなれば寧ろ三銀行合同して一社を設け、各自の目的を達するは如何、則ち第二説と為す。

第二説

県庁為替方、地方税、郡役所取締約方を設け、此株主は三銀行と為す

但し国税は加へず従前の儘第二百二十三国立銀行と為替会社にて取扱候事

安田曰く、将来を熟考すれば此説に同意為すの難き事を陳べ、尚再考の為め翌日協議為すべしと、且此合同法には国税を加へらるゝ事、相成るまじくや、左すれば再考を為す時、其法に基くの近きにあるなりと、前田、木村共に先づこれを假定とし、一問題として熟考すべしと、茲に於て其方法一二を談じ、退散す。

翌六月六日午前集会して前田、木村の曰く元来国税金の為替方は大藏省より命令を請けたる事にして、今般の出願と関係なき事と思考し、曾つて此義に就て協議せし事なし、故に安田より代理人を地方に派出相成り度し、左すれば国元に立ち帰り協議の上其成否を確答すべしと。

安田曰く、此合同法は何分将来に於て懸念の多きと社中に差支へあるの理由を以て同意致し難し。

茲に於て前田、木村曰く実に第二説を以て各自此目的を達する事を望むと雖も、萬已むを得ざるに於ては左の如く分擔為すは如何と。

第三説

縣庁為替方、第二百二十三国立銀行、金沢為替会社の二行にて一社(トク)を説けて第二説の如く取扱候事

地方税、郡役所、安田

安田曰く第三説は實際経営上損失相償ふべき事業にあらざる見込を陳べ、同意し難き旨を説明せり、依つて午後集会を約す、同日午後四時四柳にて集会、安田、木村、前項三説を再談為すも、彼此不同意にして纏り兼ね、且前田不快にて欠席されしに付き翌日深澤(フカノ)大書記官の邸に会し、一應相談の上具申為すべしとて退散す。

翌七日午前、安田、前田、木村相会す、安田曰く、第一説の分擔法を以て位置を替へ甲の持分を乙に、乙の持分を丙に、又は甲に持たしめたる時は如何。

前田、木村曰く、国税を此の問題中に挿入する事は最初より覚悟せざる事柄につき何れも株主と協議の上ならでは返答致し難し。

前記の如く各関係者の主張は一致すべくもなかつたので、午後一時より当時榊原新七方に滞在中であつた富山県令、国重氏を一同で訪問し、其裁許を乞ふた。そして深澤大書記官立会の上で、前田、木村の両氏と俱に左記の如く、富山県為替方を割付けられて拜命した、即ち

県庁為替方 安田銀行

地方税、郡役所 } 第百廿三国立銀行
金澤為替会社

ついで「手控」六月九日には、富山県についての官金取扱高の金額が記入されている。右をふくめて、それに続く六月の関連記事を左に掲げる。

(六月九日 土 晴)

砺波郡 国税三拾六万四千四百七拾壹円

射水郡 全 貳拾三万五千百拾八円

十六年度 合計金五拾九万六千五百八拾九円也
豫算

富山區上下新川郡 三郡ニ而四拾四万六千八百三十五円十五錢貳厘
射水郡

石川元 合 百九十四万九千三百五十六円三十六錢六厘

富山 百四万三千四百廿四円十五錢二厘

石川 九十万五千九百三十式円廿一錢四厘

六月十三日 晴 水

午前八時 深津大書記官ヲ訪

（六月十五日）

午後六時ヨリ別荘 深津富山県大書記官 木村正幹之ニ氏ヲ招キ開宴ス

こうして富山県為替方受託問題は、安田銀行の国税取扱で結着をみたようにみえる。しかし、右の記録から知られるように、この決定には、金沢為替会社の前田代表が三者協議の途中に退席するなどのトラブルを経ており、安田善次郎の行動に強引なところがあつた。このため富山県下で問題が生じたらしく、後述するように同月末の日銀大阪支店開設にさいする大阪出張の時期において、同二五日に藤井能三、藤井三吉と三井物産の益田孝をまじえて、「富山県為替方の件に就き種々相談」が行われており、二九日には益田孝の斡旋によつて、改めて「藤井能三、前田則邦の両氏と諒解を得、予約書に調印」⁽⁹⁾が行われている。そして、大阪出張後富山はじめ北陸各地の訪問をへて、七月二四日に帰京し、八月四日になつて、改めて国重富山県令と深津大書記官の二人にたいし、この件についての数々の配慮にたいして次のような礼状を書き送っている。⁽¹⁰⁾

八月四日

国重正文君へ 深津君へモ

一書拜呈大暑之候御揃益御清祥ニ被為涉候段欣賀之至奉存候、陳者過日參縣拜顔之節縷々御懇命ヲ蒙リ千萬忝御分袖後七月廿四日無恙帰京仕候処聊中暑之気味ニ而引籠罷在御禮延引之段御高免可被下候、漸々昨日ヨリ出勤仕候ニ付不取敢御託旁暑中御伺如斯御坐候、本年者別而暑勢酷敷相覚申候間尊躰御攝生被為遊候様奉遙祈候敬具

だがしかし、このように善後措置が講じられたのにも拘わらず、その後富山における安田銀行の為替方の業務そして、安田善次郎の行動は、郷里の富山県下において少なからぬ不評をまぬがれなかったようであり、「氏の行為の不都合なるを唱え、其の筋に陳情書を提出して、排斥がましき挙動」⁽¹⁾をみるにいたっている。

ただし本稿は、この点については立ちいって詳細を記述する余裕はないし、必ずしもその必要もないと思われるので、以下に矢野文雄著『安田善次郎伝』（保善社、大正一四年刊）にみえるこの件の論評を、参考までに抜萃して記載するにとどめることにしたい。同書は、善次郎歿後数年足らずで公刊されたいわば正史たる伝記である。したがって、安田善次郎の活動の記述は好意的であり、誤解を招きやすい事柄については、善次郎の立場からの正当性について説明が試みられている。だが富山県為替方用達問題については、左のように、例外的に批判的論評が加えられている。⁽²⁾

是より先、氏は富山県官を謀って、県の為替方御用達を引受る相談を始めたが、帰京後に至り遂に其の命を拝した。併し此事は、氏に取て余り得策ではなかつた、寧ろ小失錯の一と見るべきである。

其の仔細は、銀行条令発布の後、富山県にても、士族富豪等共同して相応の一銀行を設立し、既に幾分か官公金の取扱を為しつゝあつた、然るに今や安田銀行支店の為めに、此の大切なる一利源を奪ひ去らるゝとせば、彼等が何条指を咬えて引込むべき、第一には土地の多数株主の利益を減削せられ、第二には県下の游金は預金となりて、安田銀行支店から東京に持去らるゝ惧れありとし、同地に於て次第に善次郎氏に対する反抗の氣勢を昂めて来た、右の反感は無論一部の人士に限られ、同市全般の人氣ではなかつたが、併しながら多数の有力者等は、皆暗に不快の念を懐き、氏の行為の不都合なるを唱へ、其の筋に陳情書を提出して、排斥がましき挙動をなすに至つた。

今日から公平に之を評すれば、双方共に失して居る。善次郎氏の此の挙も、氏に取りては不利であつたが、富山人士の挙動も、亦彼等に不利であつた。若し此の時に於て彼等が初より快よく氏と提携し、彼が郷里に手を伸さんとするを好機として、

深く之と相結び、氏の財力を利用して同地の物産開発の資源たらしめたならば、同地の発展はなか／＼今日の比では無かつたであらう、然るに却て之を排斥し、後年迄其の力を借らざりし為め、同地の発展は遅々たる観がある、彼等も後年に至り始めてその非を悔ひ、氏と提携するに至ったが、若し前きに早く此の拳に出でしならば、彼我双方の為に非常な便宜であつたであらう。

又善次郎氏としては、此の時既に司法、農商務の二省の外、尚栃木、福島の御用を勤め、資金に不足を感じぬ場合であるから、小なる一の富山県などを相手とせずして、郷里の事業は、寧ろ之を同地の人士に譲り、為替方の利益を挙げて之を彼等に提供し、尚且出来るだけの助勢を郷里物産の開発に与ふるを惜まなかつたならば、郷里における其の声望は非常であつたに違ひない、然るに上記するが如き双方感情の行違ひから、此の後幾年間、互に疎隔の傾きを生じたのは遺憾の次第である、富山人士の当時の処置が、甚だ彼等にも不利であつたことは、今日同地の父老が懺悔話に為す所である、而して当時氏も亦郷里の人氣が斯く面倒なるに鑑み、斯る土地の小面倒なる紛紜ふんうんを見るを面白からずとして、其の煩を避け、爾後当分の間は、同地の事業には寧ろ関係を避くるの方針に出たやうである。

(1) 『安田善次郎全伝』(昭和二年) 卷之三、伝記二、三一三頁。

(2) 右の安田銀行の福島県の為替方任命ならびに福島支店の経緯については、『安田善次郎伝』(二四八頁) および『安田銀行六十年誌』(同行、昭和一五年、四五五頁) による。また同年六月次節に述べる富山県為替方問題につき、安田銀行拝命の決定にさいする善次郎からの塩崎への電報報知によつて、『全伝』三一八頁)、塩崎の赴任を知ることが出来る。福島県では別に明治二三年に若松市に会津支店が開設されている。ただし、栃木県および富山県の場合とちがって、福島県の場合については、『安田家文書』においても史料が乏しく、詳細は必ずしも明らかになしがたい。

(3) 前掲「大蔵省為替方一覽」越中・能登の欄。

(4) 前掲「手扣」第五号。

- (5) 同右。
 - (6) 前掲『全伝』三一三―八頁による。なお「手扣」第五号にもほぼ同一の記事がみえる。
 - (7) 前掲「手扣」第六号。
 - (8) 前掲「手扣」六月二十五日の項。次節四一、四七頁を参照。
 - (9) 前掲「手扣」六月二十九日の項。
 - (10) 前掲「手扣」八月四日の項。
 - (11) 矢野文雄『安田善次郎伝』（安田保善社、大正一四年）二七四頁。
 - (12) 同右 二七三―二七六頁。
- (補注1) なお右の富山県為替方用命の決着の後のことであるが、六月十四日の「手扣」には、深津無一への公債証書預りの貸付のメモが記されている。

深津君へ

七分利付公債証書額面壹万円

代金八千四百円 内金千円 現入

一金七千四百円 貸附金 年七分利子

此利金五百十八円ナリ

公債利子七百円下附右貸金ノ利子ヲ差引

残金百八拾貳円 壹ヶ年収入高也

(補注2) その後同年の秋に、地元の第百二十三国立銀行と第十二国立銀行との合併問題がおこり、当然のことながら、安田

善次郎はこれにコミットしており、「手扣」第六号には、この件について次のような内容の国重正文宛書状の草稿(十一月十日)が、残されている。この合併問題については詳細が明らかでなく、結局は実現をみることなく終わったようであるが、県令宛のものであり、興味あるものなので掲げておきたい。

国重正文君へ

拜啓仕候、尔来御疎遠ニ打過多罪之至御仁恵可被下候、追日寒冷相募候處益御清祥被為涉恐悅至極奉賀上候、陳者豫テ御賢慮奉煩候三銀行合併之義大阪ニ於テ豫約致候旨趣ニ基キ永ク親睦シテ御用勤續仕度存念ヲ以テ十二、百廿三兩行ノ内約相整候ヲ相待居候処、去月中旬兩行ノ合併内約出来候之趣下店ヨリ書類ノ写郵送致し候ニ付一覽候処ケ條別者異存モ無之候得共計算書ニ於テ[×]

〔欄外〕
一、公債証書ノ代價目今騰貴致候ニ付現時ノ相場ニ引直シ計算致有之候事

一、十二銀行積立金之内壱万五千円ハ銀行五万円ノ資本ヲ増額為シタルトキ持寄金ニシテ之ハ最前ノ資本金ハ八万円ニシテ発行紙幣ノ特典アリ、増株分ハ此特典無之故ニ此平均ヲ得シ為メ持寄タルモノナレハ茲ニ於テ資本金全額発行紙幣アルモノト見做サル、ナリ

右ノ二項ハ曾テ大阪表ニ於テ豫約為シタル趣意ト相違致候ニ付兎ニ角藤并能三氏ニ面會之上事穩便ニ示談可致心得ヲ以テ同紙ニ照會シテ出京ヲ乞此頃出京被致候ニ付面會之上前文之二項尋問致候、同氏曰ク大阪豫約書ニ記載無之ト雖トモ積立金之事ニ付兩行ノ間ニ種々異論有之何分片付我等銀行營業不熟練故十分記憶不致趣、然共都テ六月三十日ノ計算ニ基クト云事ハ慥ニ聞及ヘリ、依テ種々談判之上同氏ヨリ百廿三へ(以下欄外書は、資料複写の際に複写漏れとなっているため省略)

数度ノ書翰又ハ電報往復ノ末同氏曰ク扱当惑ナル事ハ十二銀行ニ於テ大阪ノ豫約ハ非決トシ該豫約中第十條ニ基キ外ニ立案シテ此事ハ更ニ相談ヲ開クヘシ、然共十二銀行ト百廿三銀行ノ合併ハ兩行ノ間ニ於テ履行スヘシ、安田新株加入者先以

テ断吳トノ事ナリ、此文通ニテハ何分不行届依テ一旦帰国之上十二銀行ト直接今一應熟談シテ何トカ申送ルヘシト、小子曰ク元來此合併ノ豫約ハ為替方ヨリ醸出セシ事ニシテ今ヤ十二、百廿三之銀行ニテ豫約ヲ否決ト為シ而シテ二兩行合併ノ上縣下一般ノ國税金取扱ヲ為サルレハ最早十分ノ満足ナルヘシ、願クハ縣廳ノ為替方ハ安田銀行ニ屬シ十二銀行〔以下欄外〕ニ行合併〔シクルモ〕ヲ「保護」ヲ以テ永ク取引致候様御周旋アリタシ云々同氏話ス兎ニ角帰国ノ上可然扱見候半ト之ニ而帰國致サレタリ」

四 日本銀行大阪支店開業と安田善次郎

富山県為替方問題が決着をみるとすぐに、安田善次郎は、明治一六年六月下旬、松方大藏卿、吉原日銀總裁、富田副總裁らとともに下阪した。これは日銀大阪支店開業式に出席、日銀理事として大阪の銀行業界、実業界の人々と直接接触ないし面談、所要業務を行なうためで、明治一六年における非常に重要な活動であつた。

関西出張の旅程の概略を、あらかじめ記してみると、⁽¹⁾

六月二日に吉原日銀總裁と同伴して東京を出発、横浜にて乗船、同二三日午前四時神戸港着。同日午後大阪にて川崎正藏邸で松方大藏卿を訪問、午後五時外山脩造邸に松方、吉原、加藤大藏省銀行局長らと招待をうける。同二四日は、午前九時日本銀行大阪支店で府下各銀行に約定書交付、午後四時益田孝らと夕食会、六時同じく関西実業家と懇親会。同二五日は午前八時藤井能三、藤井三吉、益田孝と会合、九時加藤銀行局長と面談、一一時吉原總裁らと会合、午後六時大阪倉庫会社、大阪融通会社の開業式出席。同二六日は、午前中関西の知人の来訪をうけ、正午日銀大阪支店にて再び約定書の交付、夜は平瀬亀之助の招待で、松方、吉原らとともに同氏邸の宴会出席。同二七日は、午前中に大阪の諸銀行を巡訪、午後は、前田、藤井、益田の来訪をうけ、六時に造幣局主催の宴会出席。同二八日は日銀大阪支店に出勤、

午前一一時からの開業式および祝宴に出席。二九日は、午前松方大蔵卿と加藤銀行局長を訪問、午後は外山日銀理事(大阪在住)に大阪支店開業式の斡旋について謝礼。

このように在阪八日間、六月二九日で大坂訪問の所用をすました。つづいて安田善次郎は、京都を観光、ついで郷里の富山訪問滞在をふくめ北陸まわりで、七月下旬に帰京した。

ちなみに、同様に六月三〇日以降の日程をも、つづけて簡単に記してみると、六月三〇日は京都観光に赴き、午後伏見・桃山・黄檗山を訪ね、宇治にて宿泊。七月一日は午前平等院など、午後は石清水八幡宮など前日にひき続いて名所旧跡を訪ね、午後三時帰阪。五時から吉原総裁とともに大阪府下銀行業省、日銀支店役員らを招待し宴会を開く。同二日は、午前九時に大阪を発し、午後に京都市内の各地名所を訪ね、三時に大津に向い、汽船にて琵琶湖を北上、三日午前一時塩津着。同日午前敦賀港に着き、午前一〇時に海路石川県に向う。海が荒れたため、予定を変更し、県境に上陸、四日午後大聖寺をへて小松にて宿泊。五日午前金沢に到着、県下の諸銀行および彼の第三国立銀行支店の関係者と面会、午後三時にわかに富山にむけて出発、石動町に宿泊。

七月六日、午前一一時富山(第三銀行富山支店)着、七日から一二日まで、富山支店での業務、地元銀行業者との面会、墓参、知人友人との会合。宴会。同一三日早朝富山を出て再び金沢に赴き、一六日まで地元の諸銀行(第七十五銀行、第十五銀行、金沢為替会社)を訪問、知人・友人と交歓。一七日金沢を出発、伏木の藤井能三宅に宿泊。一八日早朝に富山に戻り、郷里の旧友たちと交歓、一九日六時に国重県令、深津大書記官以下富山県下の名士・知人を招待して深夜まで宴会。二〇日には早朝富山を出発、東京に向い、同日直江津に宿泊。二一日高田をへて長野善光寺に宿泊。二二日早朝長野をたち、軽井沢をへて俣で碓氷峠をこえ、坂本に宿泊。二三日早朝馬車で坂本を発し、熊谷をへて深夜に帰京。

さて、大略右のような明治一六年六月下旬から七月下旬に及んだ関西出張から北陸各地への訪問は、安田理事にとつて、多忙かつ有用な業務をこなした重要な行動の毎日であった。事実、非常に多忙であったにも拘らず、記事は自筆、かつしばしば楷書で「手扣」(第六号)に書き込まれている。また必ずしも日銀の公務でない行動も、この時期の彼の経営活動として興味ある内容を持っているので、以下において、六月二日から七月一日までの関西出張に関する記事を掲げてみることにしよう。⁽²⁾

六月廿一日 晴 木

午前在宅 午後二時発足新橋ヨリ二時四十五分ノ汽車ニ乗シ横濱富貴楼ニテ休息 吉原惣裁 生 三田 篠崎 長谷川千藏
遠山三太郎ノ六名 高砂丸ニ五時乗込 大阪ニ行 是迄送り人 川崎 山中 森村 子安 川崎正 善四郎 善助 山田慎
原六郎等ナリ

(中略)

六月廿二日 少雨 金

本日少雨降り海上浪穏ナリト雖トモ暖気ノ為メ終日部屋ニ籠ル

六月廿三日 土 晴

午前四時神戸着港 外山 河合 小田 平手代等神戸ニ出迎フ 八時ノ汽車ニテ大阪ニ行
午前十時 土佐堀二丁目 川崎正蔵氏別荘ニ松方大蔵卿ヲ訪 益田孝 横瀬文彦氏居合
午後五時ヨリ外山脩造氏ノ宅ニ招カル 松方公 吉原君 加藤 高橋新吉 横瀬文彦 平瀬亀之助 北岡文兵衛 三田信
並木時習等ナリ

(中略)

六月廿四日 晴 日

午前九時 日本銀行支店ニテ各銀行へ約定書ヲ渡ス

午後四時 灘万ニテ益田孝 藤井能三 同三吉 久原庄三郎 中里等ノ諸氏ト晩食ス

午後六時 灘万ニテ松田源五郎 齋藤美知彦 磯部八郎治 細川雄次郎 又木元衛氏等ノ招ニ応シ宴会ニ臨ム

六月廿五日 月 曇 風

曉降雨冷氣ヲ催ス

〃 八時 灘万ニ藤井能三 仝三吉 益田孝ノ三氏ト富山縣為替方之件ヲ談話ス

〃 九時 自由亭ニ加藤濟君ト面談ス

〃 十一時 吉原惣裁 外山理事ト泉布館ニ行

午後六時ヨリ自由亭 大阪倉庫融通ノ二会社開業式宴アリ臨席ス 松方大藏卿 吉原惣裁 遠野大阪府知事等六七十名ニテ

祝詞 演舌等アリ 盛会ナリ

(中略)

六月廿六日 火 雨

午前 逸身元之助 井口新三郎 野村銳四郎 小田平兵衛 来話

正午ヨリ日本銀行支店ニ出テ府下各銀行江約條証ヲ渡ス

午後六時ヨリ平瀨氏ノ宴会ニ臨ム 大藏卿 銀行局長 惣裁 松田 北岡等九名ナリ 書画名幅一覽ス 就中徽宗皇帝ノ竹

二雀ノ小幅奇品ナリ 銘ヲ今降ル雪ト云 應擧古更紗ノ画金地二枚折壹双 應擧・應瑞・吳春ノ扇面画金地六枚折壹双 佐

理卿ノ横幅 元信ノ岩ニ浪ノ横幅等美事ナリ

六月廿七日 水 曇

午前八時 平瀨氏 四十二 五十八 第一 三井支店等ヲ廻ル 松方公ヲ訪

午後二時 前田 藤井 益田ノ三氏來談
午後六時ヨリ造幣局ノ宴会ニ陪ス 大蔵卿 大阪・京都兩府知事 滋賀・兵庫兩縣令 三井高福・企震之介等其外廿四五名
來臨ニテ本日ノ試験済ノ祝宴ナリ

六月廿八日 木 晴

午前九時ヨリ日本銀行支店ニ出ル 十一時ヨリ開業式之宴会 大蔵卿 銀行局長 大阪・京都府知事 兵庫・滋賀兩縣令
大書記官 三井高福 五代友厚 松田恒五郎 森弥三郎 其外府下有名ノ銀行者等三十名ヲ招キ昼餐ナリ 吉原惣裁 大蔵
卿 大阪府知事 外山理事 京都府知事 加藤銀行局長 遠藤造幣局長 熊谷辰太郎 五代友厚ノ諸氏 祝詞演舌アリ 二
時退散

午後七時ヨリ造幣局ニ於テ日本銀行開業式ノ夜会ヲ開ク 該日適々天氣朗晴ニシテ泉布館ノ裝飾 路次ノ提灯等一切造幣局
長ノ負擔サル、処ニシテ該局入口ノ表門ヨリ三所ニ提灯ヲ以テ日本ノ二文字ヲ形リ兩側ニ千五百余ノ紅燈ヲ烈子泉布館ノ入
口門ニハ日本銀行ノ四文字ヲ形リタル花カスヲ照シ館中盆裁ヲ陳烈シテ書画幅ヲ掲ケ裝飾ノ美事ナル事能行届キタリ 招客
六百有余ニシテ本日ノ盛会ヲ見ントテ川ニハ舟ヲ泛ヒ陸ニハ見物人蟻ノ集ル如ク櫻ノ宮前ニテ打揚ル煙火ハ五分時間毎ニ七
時ヨリ十一時迄ナリ 十一時來客愉快ヲ尽シテ退散ス

六月廿九日 晴 金

午前七時 大蔵卿 銀行局長ヲ訪 九時惣裁ヲ訪 午後一時外山氏ト造幣局ニ昨日迄ノ禮ニ行
午後 益田孝氏ノ中裁ヲ以テ富山縣為替方之義ニ付藤井能三 前田則邦ノ二氏ト示談ヲ遂ケ豫約書ヲ調印ス
午後六時卅分ノ汽車ニテ大蔵卿ノ一行ヲ神戸ニ送ル 前田則邦氏帰国ス

六月三十日 曇 土

昨夜富山支店ヨリ電報着ス

ジウニギンコウトヤマギンコウガツペイ

シテワレラカニウシテマシカフスル

ジダンデキタゴヨウハシテニテリコウセヨ

フジツユクイサイユウヒン

午前八時出 富山支店へ

午後一時三十分ノ汽車ニテ遠山ヲ伴ヒ宇治ニ行 稲荷ノ停止車場ニテ人車ヲ軼シ桃山御殿ノ旧跡ヨリ黄蘗山ニ参詣シテ六時

ニ着ス トキニ小雨 萬碧楼菊屋ニ泊ス 先年御幸ノ節行在所トナリタル坐敷ニシテ宇治川ニ臨ミ朝日山ニ對ス 左ニ宇治

橋ヲ斜ニ視ル絶景ナリ

七月一日 曇 日

午前七時 案内者ヲ伴ヒ平等院ニ扇ノ芝釣殿ヲ視テ源三位公ノ墓所ヲ拜シ寶物ヲ視ル 該寺保存ノ為メ金三圓ヲ寄附ス 本

堂鳳凰堂古雅ニシテ精工ナリ 廊下ノ軒ニ頼山陽ノ落書アリ 縣ノ社ヨリ橋姫ノ社宇治橋ヲ渡リ橋詰ニ圓通某ト云茶師アリ

豊公ノ用水ヲ汲タル釣瓶アリ 河ニ沿フテ川上ニ橋寺菟道神社興正寺等アリ 朝日焼ノ竈元雅俗ノ陶器ヲ製造ス 水上ヨリ

小舟ヲ聘シ茶屋ニ帰ルトキニ正午尚該舟ニ乗シテ小島ヶ崎横ノ島等ヲ經テ淀ノ小橋ニ着ク 是ヨリ上陸シテ石清水八幡宮ニ

参詣ス 之ヨリ橋本ノ渡船シテ山崎ニ出ル 午後三時ノ汽車ニ乗シ帰阪ス

午後五時ヨリ中ノ島自由亭ニテ吉原惣裁ト兩名ノ催ニテ招客ス 中井弘 五代友厚 平瀬亀之助 藤田傳三郎 西村帙四郎

ノ諸氏ヲ始メ府下重立タル銀行者 日本銀行支店役員等都合三十五名ナリ 藝妓十五名ヲ聘シ宴ヲ開キ 十二時各自愉快

ヲ尽シ退散ス

ところで大阪滞在中の六月二十五日、安田善次郎は、日本銀行の明治一六年上半期(第二期)の損益計算と利益配当を計算している。「手扣」(第六号六月廿五日)に挿入されている記録は、左のとおりである。⁽³⁾

明治十六年上半年季損益 豫算 本店六月十五日迄
支店六月九日迄

一、金拾万三千七百九十四円拾貳錢貳厘 本店利益

一、金貳万貳千七百八十貳円八十一錢五厘 支店利益

小計金拾貳万六千五百七十六円九十三錢七厘

一、金貳万貳千四百四十三円五十四錢五厘 本店損失

一、金三千三百九十八円〇八錢九厘 支店損失

小計金貳万五千八百四十一円六十三錢四厘

差引金拾万〇〇七百三十五円三十錢三厘 純益

第二期 利益配当豫算

一、金拾万〇〇七百三十五円三十錢三厘 純益金

内金三万貳千六百円

内金四万三千四百六十六円六十七錢

小計金七万六千〇六十六円六十七錢

差引残貳万四千六百六十八円六十三錢三厘

此内金貳千五百円

又 金貳千貳百十六円八十六錢三厘 積立金

又 金三千七百壹円七十七錢 賞与金

引残金壹万六千貳百五十円 創業入費消却

政府持株金百八万三千六百
五十円二年六分ノ配当金
人民持株金百八万三千六百
五十三円二年八分ノ配当金

内金八千百廿五円
又金八千百廿五円 平等ニ配当スレハ年壹分五厘ツ、
政府持株 年七分五厘ニ当ル
人民持株 年九分五厘ニ当ル

第壹案 第二季 二回通算 利益配当豫算

一、金拾壹万九千五百七十三円八十五錢壹厘
内金四万七千五百円 政府持株 出金ニ対シ九ヶ月間年八分ノ利益
金六万三千三百三十三円三十三錢三厘 人民持株 出金額ニ対シ九ヶ月間年八分ノ利益

小以金拾壹万〇八百三十三円三十三錢三厘

差引金八千七百四十円五十一錢八厘

内金八百七十四円五十錢 積立金

又金七百八十六円六十錢 賞与金

又金七千七十九円四十錢八厘 創業入費

政府株 年六分

人民株 年八分

第一期 利益配当豫算

明治十五年十月ヨリ十二月迄三ヶ月間

金壹万八千八百三十八円五十四錢八厘

内金六千九百十九円廿七銭四厘

政府株五十万円ニ対シ年
式分七厘六毛七七〇八九二当ル利

金苞万千九百十九円廿七銭四厘

人民持株五十万円ニ対シ年
式分七厘六毛七七〇八九二当ル利

以上明治一六年六月の大阪出張においては、日銀大阪支店開業式の出席のほかに、安田善次郎は、大阪の実業界ないし金融界の代表者たちとの懇親、大阪府下の日銀取引先銀行への約定書の交付、日本銀行第二期決算の作成、大阪倉庫会社融通会社の開業式の出席などの業務を行っている。また、前節に記した富山県為替方問題についての最後のな落着も、この機会に行われている。三井との関係でみると、三井高福、西村席四郎としばしば会合で同席しているほか、三井物産の益田孝と再三にわたって会合を重ねることが注目される。益田孝は、この頃彼が采配をふるう共同運輸会社の経営が重大な局面にさしかかっていたせいも、東奔西走の活動をしている。

ちなみに、大阪滞在中に再三にわたった地元の有力者たちとの懇親の場での顔ぶれをみると、この時期の関西財界のリーダーは、三井家の三井高福と第三十八国立銀行頭取の平瀬亀之助であることが知られる。三井高福は、明治一年に家督を長男の高朗に譲ったのであるが、依然として三井の代表者である。もとより高齢で、翌々明治一八年一二月二〇日、七八歳で他界している。なお「手拍」にみえる三井震之助は、三井高保のことで、当時三井銀行総長である。

本章では、最後に、七月末に帰京したのち（同年八月一十二月）、「手拍」第六号記載の、日本銀行にかんする行動の記録を、既述した諸事項を除いて、以下に抜萃・掲載しておく（一〇月一五日の記述のみ一部重複⁴）。理事としての行動として特記すべきことは乏しいので、解説は、これを要さないであろう。

（八月一日 晴 水）

日本銀行へ本日ヨリ出勤ス

(八月十八日 晴 土)

午後一時ヨリ日本銀行第二回株主惣会出席員五十八名 大蔵省ヨリ郷三等出仕 加藤権大書記官 藤村 上床ノ両一等屬等

ニ而 二時開議四等ニ卒ル^(マツ)^(オケル) 該会ニ幹事一名ノ改撰アリ 子安峻氏再撰ナリタリ

午後五時ヨリ柳橋生稲ニテ大蔵省ヨリ出席員四名ト總會幹^(事)^(脱)日本銀行重役并ニ副局長三名ニテ開宴ス

(九月七日 晴 金)

午前九時 日本銀行へ行

(九月十日 小雨 月)

(午前)十一時ヨリ日本銀行出勤

(九月十一日 晴 火)

午後三時ヨリ梅屋敷常盤樓ニ 富田 飯田 三野村 生ノ催主ト為リ松田源五郎 森弥三郎 増田匡 三淵誠一郎 支^{九十一}配^人驚

田直五名ト監事三名ヲ招キ開宴ス

(九月廿八日 曇 金)

午後四時ヨリ梅屋敷常盤ニテ開宴ス

日本銀行各局長補及各課長十三名ヲ招ク 三野村ト兩名ニテ催主 餘興如燕ヲ聘ス

(十月十五日 晴 月午後雨)

出金壹円六七七錢 弁当十月上旬分

租稅取期ヲ延ストキハ政府ノ収出其当ヲ失シ無余義國庫手形ヲ発行シテ該支弁ヲ補フ事トナルヘシ 該取扱ヲ日本銀行ニ於

テ取扱フモノトスレハ多少之収益アルモノトス

租稅取期ヲ引上ルトキハ政府ノ収出餘裕アリ之ヲ日本銀行ニ当座預ケヲ為ストキハ日本銀行ニ於テ適宜貸与スルモノトシテ

之ヨリ得ル処ノ収益アリ

前二條ノ収益何レヲ可ト為スヤ

(十一月十日 晴 土)

午前十時 銀行局長加藤濟君 属官六名ヲ伴ヒ日本銀行ノ検査ニ来ラル

(十一月十二日 晴 月午前七時迄雨)

日本銀行江銀行局長及属官六名ニ而一昨日之残り分ヲ検査サル、

(十一月廿六日 雨 月)

入金百圓也 日本銀行十一月分

(十一月廿八日 晴 水)

(午後)八時半ヨリ鹿鳴館ノ開館式夜会ニ臨ム 皇族 大臣 勅奏任官及各国公使 在野ノ^(こ)仲士無量五六百名参集ス 煙火

舞踏等ノ興アリ 館内外瓦斯燈・紅燈等ノ盛況アリ

(十二月十日)

日本銀行二午後一時ヨリ一個人江貸附金ノ事ヲ開始スヘキヤ否ノ會議ヲ開ク 開始スヘキ事ニ可決ス

(十二月十二日 朗晴 水)

松方大藏卿 本行ニ臨マル、

(十二月廿五日 朗晴 火)

入金百圓也 日本銀行十二月分

(1) 「手扣」第六号 明治十六年六月二十一日から七月三十日、による。

(2) 安田「手扣」第六号(明治十六年五月ヨリ十二月マデ)のうち、六月廿一日から七月一日までの全文。

(3) 同右「手扣」第六号、六月二十五日の項に記載されている。

(4) 同右。第六号のうち八月一日より年末までの記載から抜萃した。

五 安田善次郎の理事辞任

安田善次郎が、新設の日本銀行の理事に就任したのは明治一五年一〇月一〇日のことであるが、それから三年目の明治一七年一〇月三〇日、彼は一月限り同理事の辞職願を吉原日銀総裁に提出している。⁽¹⁾ 二月二十九日に理事辞職許可証を受取り、⁽²⁾ 満二カ年三カ月で理事生活を終えている。

このように明治一七年は、安田善次郎にとって日銀理事としての最終年であるが、しかし、同年夏早々には、辞職する決意をしていたと思われる。残念なことに、「手扣 第七号甲 明治十七年一月ヨリ全五月」が失われており、決意の時期と事情を明確にうかがい知ることは困難である。だが、同年八月七日からは、北海道および東北地方への長途の旅行に出発、九月一八日まで六週間をこえる大旅行に出張し、この間公務を離れている。そして帰京のち間もなく辞任願の草案を書いているので、彼自身は旅行前に辞任を決意していたことであろう。

この年の六月に安田善次郎は、久しぶりに二三日から七月七日まで伊香保に温泉保養している。帰京後七月二二日の午後日本銀行に行き、⁽³⁾ 二八日に「正午ヨリ日本銀行ノ集会ニ出」、⁽⁴⁾ 八月五日に日本銀行に左のような、北海道旅行のための休暇についての「願書」を提出している。⁽⁵⁾

旅行願

拙者義今般無余義要用有之北海道箱館根室小樽辺ヲ巡回致度候ニ付当七日ヨリ三十日間休暇御許容被下度此段願上候也

八月

理事

日本銀行総裁

安田善次郎

吉原重俊殿

さて、明治一七年夏の北海道・東北旅行は、安田善次郎にとって壮年期の大きな出来事であるので、その旅程の概略を「手扣 第七号乙」によって以下に紹介しておきたい。⁶⁾主たる目的は、これより二年前の第三国立銀行による第四四国立銀行吸収合併にさいする未取債権たる山田慎（山田銀行）の北海道の諸事業の調査、そして東北地方の商工業ならびに金融の実情の調査にあった。その点で「公用私用を兼ねたもの」であった。概要は左のとおりである。（なお後半にみえる各市町村についての数字は人口、「上、中、下等」の区別は、各地の経済発展についての彼の評価である）。

八月七日新橋発、横浜で三菱会社の山城丸に乗船（三井武之助と同船）、十日函館着。函館にて八月十一日は三井銀行、三井物産の各支店および山田銀行を訪問、十二日第三十三銀行の辻季真来訪、正午出帆、十三日午前四時小樽着、午後三井物産の大河内安貞および三井銀行の店員の来訪あり。十四日正午山田銀行を訪問。

八月十四日午前八時廿分列車で出発、二時間で札幌着。道路、建物建築すぐれ「立派ナルコト亜米利加地方ニ彷彿タリ」と記す。麦酒工場など一覽、午後四時より汽車で、幌内炭坑を視察、十五日九時二十分札幌に戻る。午後七時山城丸函館向出港の情報を得て、札幌を出これに乗船、十六日午後一時函館着。十七、十八の両日函館滞在、牧場見学など。八月十九日早朝山城丸にて出港、二十日午前十時釧路・厚岸港着、同湾内に三井物産支店の福原文七が乗船。二十一

日早朝出帆、午後三時根室着、三菱支配人秋葉静が来訪、同地の山田銀行支店に宿泊、二十二日早朝共同運輸会社増田支配人来訪、正午松前丸に乗船、午後六時国後島着、廿三日は悪天候で碇泊不能のため船内に過し、二十四日朝同島内横狩別に碇泊、硫黄精錬所を見学、二十五日早朝出港、根室に帰着。

八月二十六日早朝松前丸乗船、暴風雨のため二十七日午前九時厚岸出航、『北洋盛夏肝胆寒』の一句を得かつ体験。二十八日午後一時函館着、同日および翌日宿泊、三井武之助と再会、三十日終日山田銀行で帳簿検査。三十一日三井武之助らと謡曲、七面山登山など、九月一日同地にて北海道土産の購入など、二日は谷地温泉行き、三日および翌四日は暴風雨のため青森渡航出来ず、三井らと宴会など。五日も風雨烈しく、第三百十国立銀行の杉浦嘉七らと宴会、翌六日は山田槇の案内で臥牛山登山。

九月七日は午前十一時連絡船で函館を出発、午後青森着、三菱会社横田太吉来訪、八日に青森(戸数四千余)発(以下盛岡までは俵か馬)、一野辺地(二千四百)―三本木(二百五六十)着、九日は三本木―三戸―福岡―一戸(七八百)、十日二戸―沼宮内(五六百、下等)―盛岡市(八千)着。

九月十一日に盛岡発(以下馬車)―郡山(五六百、中等)―花巻(千五百、中等)―黒沢尻(二百四五十、下等の中)―金ヶ崎(七八十、下等)―衣川、中尊寺参詣―一の関着(七八百、上等)。十二日は一の関―石の巻(二千五百、中等の上)。十三日は石の巻―野蒜―松島(観光)―塩釜。十四日は塩釜―仙台(一万四、五千、上等)。

九月十五日は、仙台―大河原―白石(七百戸、下等の中)―福島(三千余、下等の中)。翌十六日は同地の第六国立銀行を訪問、福島―松川(二百八十戸、下等)―二本松(三千、中等)―本宮(四百、中等)―郡山(千二百、中等)―矢吹(百五十、下等)。十七日は矢吹発―白川(二千四百、中等)―芦野(七十五、下等)―越堀(六十、下等)―鍋掛(百戸、下等)―作山(五六十戸、下等)、喜連川(五百戸、中等)―氏家(百四五十、下等)―宇都宮、

安田銀行支店到着。

九月十八日は、宇都宮―雀の宮(小)―石橋(小)―小金井(小)―小山(二百、下等)―間々田(小)―野木(小)―古河(千余、中等)―中田(六十、下等の下)―栗橋(百戸余、下等の下)、幸手(五百、中等の下)―杉戸(七八十、下等の下)―粕壁(百五十、下等)―大沢(百、小)―越カ谷(四百余、中等の下)―草加(七八百、下等の中)―千住(千七八十、下等の中)―東京着。

ちなみに、この旅行中しばしば同行している三井武之助(三井高福六男高尙、五丁目家初代)は、三井物産の創立以来、同社の社主であり、この時は北海道の視察に来ていたものであろう。

この旅行は、『安田善次郎全伝』の記述によれば、私用をかねたもので、気象条件が悪く、旅程の変更や函館での予定外の滞在をよぎなくされ、このために四〇日に及ぶ長期にわたるものとなったという。⁽⁷⁾

九月二九日に、北海道からの土産の分配が行われた。「手扣」(第七号乙)の同日のメモ書きに左のような記載がある。⁽⁸⁾

奉書緋一反、玉子一折、木盆二枚、木彫刀室一本

伊藤元祐

大小木盆三枚、鷺羽一束

平岡

大小木盆二枚、刀鞘一本、干鮭二本

成田友久

大小木盆二枚、鷺羽一束、昆布菓子一折、干鮭二尾、獺皮一枚

柏木彦兵衛

小盆一枚、干鮭一本、昆布菓子一つ

命尾與作

中盆一枚、鷺羽一束、昆布菓子一つ、干鮭二本

河上宗順

木盆一枚、昆布一把宛

親父、文、常、新宅、忠

獺皮大二枚、大盆一枚、鉄瓶、林檎、昆布式

松方君

獺皮大一枚、大盆一枚、鉄瓶、林檎、昆布式、狐皮大一	與倉君
獺皮大小二枚、小盆一枚、鉄瓶	山本君
獺皮大一枚、小一枚、鉄瓶、小盆	渡邊君
獺皮大一枚、狐皮一枚、盆一枚、鉄瓶、刀鞘、林檎	吉原君
獺皮大一枚、小盆、鉄瓶	富田君
獺皮一枚、鉄瓶、干鮭二本	三野村君
獺皮大一枚、鉄瓶、林檎	飯田君
獺皮大一枚、鉄瓶、盆、皮袋、手拭掛、鷺羽、刀鞘、干鮭二本	今戸渡邊君
〔日誌に洩る、恐らく後日記入のつもりなりしならん〕	金田清風君
獺皮二枚、小長盆、刀鞘、小鉄瓶	加藤君
鉄瓶、林檎、干鮭二本	山中隣之助
鉄瓶、林檎、干鮭二本	米倉一平
鉄瓶、林檎、大盆、昆布二把	高木秀臣君
小盆一枚、文字摺、昆布菓子	成島柳北

右の贈り先のうち、松方、与倉、山本、渡辺、吉原、富田、飯田、三野村、加藤の九人は、政府日銀の関係者たちである。

帰京後の九月下旬から年末にかけての政府日銀関係にかかわる行動を、「手控」(第七号乙)によって抜萃してみると、次のとおりである。⁹⁾

(九月廿四日 晴 七十二、三度)

午前十一時 日本銀行ニ行

(九月廿五日 曇天 七十三、四度)

(午前)八時 松方大藏卿ヲ訪 面談

(十月一日 晴)

午後一時ヨリ日本銀行ニ出ル

(十月四日 晴 日曜)

(午後)四時ヨリ常盤楼ニ出納局書記官五名ト属官三名ヲ招キ開宴ス 余興燕枝

十月八日 晴

午前八時 加藤濟君ニ面談ス

午前九時 吉原重俊君ニ面談ス

(十月十一日 雨 木)

(午前)九時 吉原重俊氏ヲ訪

十月十三日 晴 朝七十八度位 日中八十二三度

日本銀行ニ差出下案草稿

辭職願

拙者義一昨十五年十月日本銀行創立ノ際大藏卿閣下ヨリ全行理事被命、自来難有相勤罷在候処自家ニ不得止事故出来、何分勤統仕兼候間甚自促之義ニ而恐縮之至ニ御坐候得共本年十二月ノ三十日限御解職奉願上度奉存候、此段閣下ヨリ可然上申奉願上候也

明治十七年十月十三日

日本銀行理事 安田善次郎

日本銀行總裁

吉原重俊殿

(十二月十六日 火 四十六度)

午前十一時ヨリ日本銀行ニ出勤ス

(十二月十七日 晴 水 四十八度)

前十一時ヨリ日本銀行ニ出勤ス

十二月十九日 金 晴 四十五度

午前在行 午後一時ヨリ日本銀行出勤ス

午後四時ヨリ田中銀行之招キニ依リ常盤屋ニ臨席ス 吉原總裁 飯田 三野村 生 子安 森村 北岡ノ七名ナリ

(十二月廿二日 晴 四十五度)

午後四時ヨリ別荘へ日本銀行社員支配席以上十四名ヲ呼開宴ス(以下略す)

(十二月廿三日 晴 四十八度)

午後四時ヨリ別荘へ日本銀行重役ヲ呼開宴ス(以下略す)

(十二月廿四日 晴 五十二度)

午後 日本銀行出勤

(十二月廿五日 晴 朝四十八度位)

午後三時ヨリ出納局官吏ヲ別荘ニ招キ開宴ス(中略)

来客 与倉 渡辺 山本 金田 伊藤ノ五書記官ト市川 青山 白井 大竹 服部 桜井ノ六属官ナリ 十時退散

(十二月廿九日 月 朝四十八度位 午後六時ヨリ降雨)

午後日本銀行ニ出ル 十月十三日出願ノ許可ナル

日本銀行理事 安田善次郎

依願免本職

明治十七年十二月廿七日

大蔵卿伯爵 松方正義

今般依請理事解任候處本行創立以來盡力不尠候ニ付為慰勞目録之通致送與候也

明治十七年十二月廿七日 日本銀行總裁

吉原重俊

安田善次郎殿

別紙

目錄

一金 五百圓

以上

右御達之趣謹承仕候也

明治十七年十二月廿九日

右之通請書差出夫ヨリ加藤濟君へ右之禮ニ出面語ス

(十二月三十日 火 晴 四十六度位)

午前八時ヨリ大蔵卿松方君ヲ訪 面会シテ酒肴ヲ賜ル

午後三時 日本銀行二出ル

右にみるように、当初は一月退職の心算で、一〇月一三日に辞表を作成したのであるが、まもなく年末を期限として諒承を得、以後は辞任にもなう残務等のための出勤である。そして二月二九日「大藏卿ヨリ日本銀行理事ノ依願免職ノ達」があり、同時に日本銀行総裁からの同様の達をうけるとともに「金五百円」の目録が交付されている。

この時期の彼の理事辞任の「理由」についての記録は、「手控」等でも見出せないが、善次郎とすれば設立および設立初期の義務は、すでにこれをほぼ達成しおえており、かつ銀行経営者としての立場において、これ以上公的な役職にたずさわっていることは有害無益、と感じたことであろう。

ところで、この年明治一七年の下期は、松方緊縮政策の末期であり、説明するまでもなく、経済不況が深刻化した一時期であった。したがって安田善次郎にしても、もとよりこうした金融動向に無関心であったわけではない。それどころか、一月以降多大の注意を払っていたのであるが、この年の一二月の暮には、彼の第三国立銀行大阪支店が、ついに資金不足におちいり、二月三一日の午前中に三万円を電報為替で送金せざるを得ない緊急事態に直面した。そして結局、同日午前中に吉原総裁に面談、二万円を送金している。危機的であった明治一七年下期の金融の実状の動向と第三銀行の資金繰りの顛末については、「手控」第七号乙の巻末において、左のようにまことに興味深く記述されている。¹⁰⁾

本年下半年金融之景況者七八九十ノ四ヶ月間至テ寛慢ニシテ利子モ追々^(ママ)抵落^(ママ)為シ公債証書ノ抵当ニテ同業中ノ貸借利子八年七分五厘ヨリ八分位迄ナリ、又銀貨ハ壹円六錢位米價ハ五円内外ナリシ、然ルニ十月ノ末ヨリ少シク繁忙ヲ来シ十一月初旬利子^{前ノ抵当ナリ}九分ヨリ壹割位ナリキ^{次モ同様}

十一月中旬頃ヨリ日本銀行ノ同業割引手形ノ再割引ヲ中止サレシヨリ頓ニ金融塞迫シテ同業中ノ困難甚シ為メニ利子苞割二三分位ニ昇レリ、而シテ諸株券ノ抵当又ハ信用貸借ハ高利ト雖トモ出シ人ナシ、依テ公債証書ノ相場モ七分利付九十三円位ノモノハ追々下落為スノ傾キナリ

十二月初旬朝鮮ニ於テ我国全權公使トノ變動アリシ警報ヨリ銀米価頓ニ昇騰シテ銀貨ノ如キハ一円十錢内外ナルノモノヲ急ニ拾五六錢ニ昇レリ、夫ヨリ金融ノ繁忙隨テ急ヲ告大阪ヨリハ非常塞迫ノ報些アリ、一時ハ公債証書抵当ト為スモ借口ナキカ如シ

十二月廿日頃ニ至リ増々銀米價騰貴シテ銀貨ハ一円四十五錢迄、米価ハ七円五六十錢トナレリ、時々諸取引先ヨリ国税金ノ現送アリシ為メ一時ノ融通ト雖トモ第三銀行ニ廻シテ之ヲ横濱支店ニ回シ洋銀ト預ケ合ヲ為シテ多少ノ利益ヲ得テ至極好都合ニ而アリシ

十二月々末ニ至リ大阪第三支店ヨリハ続々送金ヲ請求アリシモ右ノ如ク手元ノ繁忙故其望ニ応シ難ク、然ニ三十一日ニ到リ是非三万円電為ヲ請求為シタルモ最早何方ニモ組先ナシ、依テ日本銀行ニ出總裁ニ依頼シテ弍万円ヲ至急電為取組タリキ

- (1) 安田「手控」第七号乙、自明治十七年六月至全十二月、十月三十日の項。
- (2) 同右、十二月二十九日の項。
- (3) 同右、七月二十二日。
- (4) 同右、七月二十八日。
- (5) 同右、八月五日の項による。
- (6) 同右の「手控」第七号（八一九月）および前掲『安田善次郎全伝』卷之三、伝記二、三四七―四〇二頁による。
- (7) 同右『全伝』四〇三頁。
- (8) 安田「手控」第七号乙、九月二十九日の項、『全伝』四〇四―四一六頁。

(9) 同右「手控」第七号乙、九月二十四日以上十二月末日の記載より抜萃。

(10) 同右「手控」第七号乙、十二月三十一日の項に付記。

あとがき

以上において、三回にわたった「日本銀行の設立と安田善次郎―安田家文書による研究―」を終えることとしたい。小稿において、従来ほとんど空白であった安田善次郎の、日本銀行の設立と創業期における理事としての活動の大略が明らかになったと思う。明治一五年から一七年の前後三カ年にわたる安田善次郎の貢献と業績は、非常に重要かつ多様な分野にわたるものがあつた。具体的な事項については、各号の「はしがき」と「結び」とにおいて要約してきたので、ここで繰返し記述する必要はあるまい。

彼は、松方正義大藏卿と加藤濟銀行局長以下大藏官僚においても、吉原日本銀行総裁、富田副総裁はじめ日銀当局者の間においても多大の信用をかちえている。とりわけ、松方大藏卿の信頼をえたことは特筆大書すべきものがあつた。これより後、明治一九年六月一九日松方は、善次郎を三田の自邸に招待し、終日歓待し、日銀設立以来の労をねぎらっている。

安田善次郎は、明治一七年二月末に日銀理事を辞任したが、明治一八年二月二日に再び割引局長を委嘱されており、依然彼の能力が求められている。さらに明治二三年にいたって、乞われて日本銀行監事に就任した。そしてこの時、日銀がそれ迄の築地から日本橋両替町（現在の所在地）に移転、新ビルを建築することになるに及んで、建設委員長に就任している。これも、当時の政府日銀における安田善次郎の手腕能力にたいする信頼を反映したものと見える。

もつとも本論文において、日本銀行の設立と創業時の経営における安田善次郎の活動の全貌を克明に解明しえた、とはもとよりいえない。筆者の意識においても、安田善次郎理事がコミットした第十二国立銀行と第四十七国立銀行の合併問題とその挫折（明治一六年秋）、また創業期における日銀貸付先および貸付条件のより詳細など、解明し残した課題も少なくない。これらの検討は今後の研究者たちにまつほかない。

執筆をおえるにあたって、長岡大学助教授の小川幸代および中村玲子の両氏に御礼を申し上げたい。細字の部分や欄外の記入も多く、必ずしも読み易いとはいえない、通計二百数十枚の「手控」の解読は、古文書に通曉されたお二人の助力の負うところが少なくない。